

このカザフスタン共和国法「株式会社について」(株式会社法)和訳(仮訳)は、国際協力機構(JICA)の様々な研修等でコーディネータ及び通訳等で御活躍されている岡林直子氏にロシア語から日本語に翻訳いただいたものを、法務総合研究所国際協力部の責任において編集し、掲載するものです。

2008年9月 法務総合研究所国際協力部

カザフスタン共和国法 「株式会社について」(仮訳) (2003年5月13日制定・最終改正2007年8月7日)

(改訂:2003年11月29日 500-II,2004年12月13日 11-III,2005年7月8日 72-III ZR,2006年6月5日 146-III ZR,2006年7月7日 178-III ZR,2007年2月19日 230-III,2007年2月28日 235-III ZR,2007年5月15日 253-III ZR,2007年8月7日 321-III ZR)

(目次)

- 第1章 総則(第1条 - 第4 - 1条)
- 第2章 会社の設立(第5条 - 第9条)
- 第3章 会社の定款資本(第10条・第11条)
- 第4章 株式及びその他の有価証券(第12条 - 第32条)
- 第5章 会社の経営(第33条 - 第63条)
- 第6章 会社の提携者(第64条 - 第67条)
- 第7章 特別な締結要件を持つ取引(第68条 - 第74条)
- 第8章 会計報告及び監査(第75条 - 第78条)
- 第9章 会社による情報公開 会社の文書(第79条・第80条)
- 第10章 会社の組織変更及び清算(第81条 - 第89条)
- 第11章 最終条項及び移行条項(第90条・第91条)

第1章 総則

- 第1条 本法で使用される主要概念
- 第2条 株式会社に関する法令
- 第3条 株式会社
- 第4条 人民株式会社(削除)
- 第4-1条 公開会社

第2章 会社の設立

- 第5条 発起人

- 第 6 条 設立集会 単独発起人
- 第 7 条 設立契約 単独発起人の決定
- 第 8 条 設立契約の締結手続（単独発起人決定の手続）
- 第 9 条 定款

第 3 章 会社の定款資本

- 第 10 条 会社の最低資本金額
- 第 11 条 会社の定款資本

第 4 章 株式及びその他の有価証券

- 第 12 条 会社の有価証券に関する総則
- 第 13 条 株式の種類
- 第 14 条 株主の権利
- 第 15 条 株主の義務
- 第 16 条 会社の有価証券の優先購入権
- 第 17 条 発行予定株式数の国家登記（削除）
- 第 18 条 株式の割当て
- 第 19 条 株主名簿システム
- 第 20 条 株式割当結果報告書
- 第 21 条 割り当てられる株式に対する支払
- 第 22 条 配当
- 第 23 条 普通株式の配当
- 第 24 条 優先株式の配当
- 第 25 条 株式の取引
- 第 26 条 会社の発意による割当済自社株式の買戻し
- 第 27 条 株主の請求による自社株の買取り
- 第 28 条 割当済自社株式の買戻し（買取り）に対する制限
- 第 29 条 株式オプション（削除）
- 第 30 条 転換可能有価証券
- 第 31 条 会社の有価証券による担保
- 第 32 条 定款資本に国の参加がある会社の租税債務と発行予定株式の相殺

第 5 章 会社の経営

- 第 33 条 会社の機関
- 第 34 条 定款資本に国の参加がある会社の経営に関する特則
- 第 35 条 株主総会
- 第 36 条 株主総会の権限
- 第 37 条 株主総会の招集手続

- 第 38 条 大口株主の発意により臨時株主総会が招集及び実施される場合の特則
- 第 39 条 株主総会への参加権を持つ株主の一覧
- 第 40 条 株主総会の開催日時及び場所
- 第 41 条 株主総会の開催通知
- 第 42 条 株主総会の再集会
- 第 43 条 株主総会の議題
- 第 44 条 株主総会の議題に関する資料
- 第 45 条 株主総会の定足数
- 第 46 条 開票委員会
- 第 47 条 株主総会における代理
- 第 48 条 株主総会の実施手続
- 第 49 条 通信投票式による株主総会の決議
- 第 50 条 株主総会における議決
- 第 51 条 議決結果に関する議事録
- 第 52 条 株主総会の議事録
- 第 53 条 取締役会
- 第 53-1 条 取締役会の諮問委員会
- 第 54 条 取締役会の構成
- 第 55 条 取締役会成員の任期
- 第 56 条 取締役会の議長
- 第 57 条 取締役会の招集
- 第 58 条 取締役会の会議
- 第 59 条 執行機関
- 第 60 条 執行機関の代表者の権限
- 第 61 条 内部監査機関
- 第 62 条 会社役員 of 活動原則
- 第 63 条 会社役員 of 責任

第 6 章 会社の提携者

- 第 64 条 会社の提携者
- 第 65 条 会社役員 of 提携者（削除）
- 第 66 条 提携者が関わる取引の締結に関する特則
- 第 67 条 会社の提携者に関する情報の公開

第 7 章 特別な締結要件を持つ取引

- 第 68 条 大規模取引
- 第 69 条 大規模取引の対象となる財産の価値

- 第 70 条 会社による大規模取引の実行
- 第 71 条 会社の取引締結に関する利害関係
- 第 72 条 会社の取引における利害関係に関する情報
- 第 73 条 利害関係のある取引の締結手続に対する要件
- 第 74 条 利害関係のある取引の締結の効果

第 8 章 会計報告及び監査

- 第 75 条 会社の会計報告
- 第 76 条 年次会計報告
- 第 77 条 全権機関に対する人民株式会社の会計報告の提出手続（削除）
- 第 78 条 監査

第 9 章 会社による情報公開 会社の文書

- 第 79 条 会社による情報公開
- 第 80 条 会社の文書

第 10 章 会社の組織変更及び清算

- 第 81 条 会社の組織変更
- 第 82 条 新設合併
- 第 83 条 吸収合併
- 第 84 条 会社の分割
- 第 85 条 会社の分離
- 第 86 条 会社の形態変更
- 第 87 条 会社の強制組織変更を命ずる裁判所判決の不履行の効果
- 第 88 条 会社の清算
- 第 89 条 清算会社の残余財産の株主への分配

第 11 章 最終条項及び移行条項

- 第 90 条 移行条項
- 第 91 条 本法の施行手続

本法は、株式会社の法的関係、設立、事業活動、組織変更及び清算の手続、株主の権利と義務及びその権益の保護措置、株式会社の各組織の権限、設置手続及び機能並びに会社役員の権限、選任手続及び責任を規定するものである。

第 1 章 総則

第 1 条 本法で使用される主要概念

本法は、以下の主要概念を使用する。

- (1) 株主 株式の所有者

- (2) 株式 株式会社が発行し、株式会社の経営への参加権、配当権及び清算時の残余財産分配請求権並びに本法及びカザフスタン共和国法令が規定するその他の権利を証明する有価証券
- (3) 提携者 - 取引の締結によるものも含め、直接的及び(又は)間接的に決定を支配し、(又は)互いがとる(そのうちの一名がとる)決定に影響を及ぼす可能性を有する自然人又は法人(ただし、職権により監督・監視機能を果たす国家機関を除く。)。提携者の一覧は、本法第64条に規定される。
- (4) 議決権株式 割当済普通株式及び本法が規定する場合において議決権を与えられる優先株式。議決権株式には、会社が買い戻した自社株式及び名義株で中央保管機関の記録システムに情報がない所有者に属する株式は含まれない。
- (5) 配当 所有する株式に基づき株式会社から支払われる株主の収入
- (6) 役員 株式会社の取締役会の成員、執行機関の成員又は単独で執行機関の役割を果たす者
 - (6-1) 会社統治規則 株主総会が承認する文書で、株主と会社各機関との関係、各機関同士の関係、会社と利害関係者との関係など、会社運営の過程において発生する諸関係を規定するもの
 - (6-2) 企業ウェブサイト インターネット上の公式電子サイトで、会社に属し、全権機関が定める要件を満たすもの。公開会社は、必ず企業ウェブサイトを持たなければならない。
 - (6-3) 企業書記 株式会社の被雇用者で、会社の取締役会又は執行機関の成員ではなく、取締役会により任命され、取締役会に対し報告義務を負い、また、その活動の枠内で株主総会及び取締役会の準備及び実施を監督し、株主総会及び取締役会の議題に関する資料を準備し、資料の閲覧を保障する。企業書記の権限及び業務は、会社の内部文書により規定される。
- (7) 特別多数票 - 株式会社の議決権株式総数の4分の3以上の多数票
- (8) 転換可能有価証券 株式会社の有価証券で、発行目論見書に規定される条件及び手続により、会社の他種の有価証券に転換されるもの
- (9) 支配株式 - 株式会社の議決事項につき決定権を与える数量の株式
- (10) 大口株主 単独株主又は相互の合意に基づき活動する複数の株主で、会社の議決権株式総数の10パーセント以上の株式を(単独又は合算で)所有する者
- (11) 累積投票 議決に参加する各株式に、選出される会社機関の成員数と同数の票数を持たせる投票方法
 - (11-1) 小口株主 所有株式が株式会社の議決権株式総数の10パーセント未満である株主
- (12) 独立取締役 取締役会の成員であって、当該株式会社の提携者ではなく、また、取締役会成員に選出される以前の3年間において提携者であったことがなく(当該株式会社の独立取締役職にあった場合を除く。)、当該株式会社の提携者にとっての提携者ではなく、ま

た、当該株式会社及びその提携者である組織の役員との間に従属関係がなく、国家公務員でなく、当該株式会社の監査人でなく、取締役会成員に選出される以前の3年間においても監査人であったことがなく、監査組織の一員として当該株式会社の監査に参加する者ではなく、また、取締役会成員に選出される以前の3年間においてもそのような監査に参加したことがない者

- (13) 株式の額面金額 株式が各発起人に割り当てられる(単独発起人が株式を払い込む)際の価格で、全ての普通株式及び優先株式について同一であり、株式会社の設立契約(単独発起人の決定書)において定められる。
- (14) 発行予定株式 カザフスタン共和国の証券市場関連法令に従い、全権機関によりその発行が登記されている株式
- (15) 削除
- (16) 削除
- (17) 支払代行業者 特定の銀行業務を行う銀行又は組織
- (18) 割当済株式 - 発行市場において発起人及び投資家が払込みをした株式
- (19) 会社の名簿管理人 - 会社の有価証券所有者の登録名簿システムの管理を専門業務として行う組織
- (20) 全権機関 証券市場の調整及び監督を行う国家機関
- (21) 割当価格 - 証券の発行市場において株式が割り当てられる際に決まる株式の価格

第2条 株式会社に関する法令

- 1 カザフスタン共和国の株式会社に関する法令は、カザフスタン共和国憲法に基づき、民法、本法及びその他のカザフスタン共和国法令からなる。
- 2 本法の規定は、カザフスタン共和国法令が規定する特則を考慮して適用される。
- 3 カザフスタン共和国が批准した国際条約に本法と異なる規則が定められている場合は、国際条約の規則を適用する。

第3条 株式会社

- 1 株式会社(以下「会社」という。)とは、その事業活動を実施するための資金調達を目的として株式を発行する法人である。

会社は、株主の財産とは区別される独自の財産を持ち、株主の債務について責任を負わない。会社は、自己の債務につき、その財産の範囲で責任を負う。
- 2 会社の株主は、会社の債務に対する責任を負わず、会社の活動に関連する損失につき、所有する株式の価格の範囲でリスクを負う。ただし、カザフスタン共和国法令が別途規定する場合については、この限りではない。
- 3 カザフスタン共和国法令が規定する場合において、株式会社の組織・法的形態で非営利団体

を設立することができる。

- 4 会社(株式会社の形態で設立された非営利団体を除く。)は、社債及びその他の有価証券を発行することができる。
- 5 カザフスタン共和国法令により、特定の業務を行う組織について、株式会社の組織・法的形態をとることを義務づけることができる。
- 6 会社は、社名を有し、社名は、「株式会社」という組織・法的形態を示す語と会社の名称を含まなければならない。会社名称の前に A0¹という頭字語表記を用い、社名を簡略化することは、許容される。

第4条 人民株式会社

(削除)

第4-1条 公開会社

- 1 公開会社とは、以下の基準を満たす企業である。
 - (1) 会社は、組織化されていない証券市場及び(又は)組織化された証券市場において、不特定の投資家に対して普通株式の割当てを行う。
 - (2) 割当済普通株式の30パーセント以上が、所有する普通株式の数が割当済普通株式総数の5パーセント以下である複数の株主によって所有されている。
 - (3) 普通株式の取引量が、全権機関が定める法規範文書の要件を満たしている。
 - (4) 株式が、カザフスタン共和国内で営業する証券取引所において、当該取引所の内部規定により有価証券とその発行人に対し特別な(上場の)条件を定めている部門に上場されており、又はアルマトィ市地域金融センターの特別取引場に上場されている。
- 2 公開会社の定款においては、以下を定めなければならない。
 - (1) 企業統治規則を持つこと
 - (2) 企業書記を置くこと
 - (3) 企業ウェブサイトを持つこと
 - (4) 「黄金株」を禁止すること
- 3 会社の公開会社としての地位の認定及び取消しは、会社の申請に基づき、全権機関がその所定の手続に従い行う。
- 4 会社は、以下の場合、公開会社の地位を失う。
 - (1) 本条第1項第2号及び(又は)第3号の要件が3か月間通して遵守されていない。
 - (2) 本条第1項第4号を満たしていない。

第2章 会社の設立

¹ ロシア語の「株式会社」の略

第5条 発起人

- 1 発起人とは、会社を設立することを決定した自然人及び（又は）法人である。
- 2 カザフスタン共和国国家機関及び国営施設は、カザフスタン共和国法令に従い、カザフスタン共和国政府、地方執行機関及びカザフスタン共和国国立銀行を除き、会社の発起人又は株主になることができない。
国家企業は、その所有者及び国家管理機関である国家機関の合意がある場合のみ、会社の発起人となり、株式を取得できる。
- 3 会社の発起人は、単独であってもよい。
- 4 会社の発起人は、会社設立に関係し会社の国家登記までに発生した費用の支払につき連帯責任を負う。会社は、株主総会がこれらの費用を認めた場合のみ、発起人に対しその支払を行う。

第6条 設立集会 単独発起人

- 1 会社は、発起人の集会（設立集会）の決定に基づき設立される。単独発起人により会社が設立される場合は、会社の設立決定は、この者が単独で行う。
会社は、本法及びその他のカザフスタン共和国法令が定める手続により、既存の法人の組織変更によって設立することもできる。
- 2 第一回設立集会においては、以下を行う。
 - (1) 会社の設立を決議し、設立に関する共同作業の手続を決定する。
 - (2) 設立契約を締結する。
 - (3) 発起人による株式の事前払込額を決める。
 - (4) 発起人の引受分を含めた発行予定株式数を決定する。
 - 4 1) 会社株式に転換できる有価証券の転換条件と手続を定める。
 - 4 2) 本法に従い会社が自社株を買い戻す場合の価格の決定方法を承認する。
 - (5) 発行予定株式数の国家登記を決議する。
 - (6) 会社の名簿管理人を選ぶ。
 - (7) 国家登記書類に会社を代表して署名する者を選ぶ。
 - (8) カザフスタン共和国法令に従い現物出資される財産の鑑定を行う者を決める。
 - (9) 会社機関が設置されるまでの間、会社の財務経済活動の実行権限を持ち、第三者に対し会社の利益を代表する者を選ぶ。
 - (10) 会社定款を承認する。
- 3 株式の割当てを開始するまでに、設立集会を数回、開くことができる。この際、第一回設立集会で採択された決定事項の変更・追加は、設立契約の全当事者が設立集会に参加している場合のみ認められる。
- 4 第一回設立集会においては、各発起人が一票ずつ議決権を持つ。その後にかかれる設立集会においては、設立契約に別段の定めがない限り、各発起人は一票ずつ議決権を持つ。

- 5 設立集会（単独発起人）の決定は議事録にまとめられ，議事録は会社の全発起人（単独発起人）が署名をする。

第7条 設立契約 単独発起人の決定

- 1 設立契約（単独発起人の決定）は，以下を含むものとする。
- (1) 以下を含む，会社の各発起人（単独発起人）に関する情報
 - 自然人の場合は，氏名，国籍，居住地及び身分証明書の情報
 - 法人の場合は，名称，所在地及び国家登録に関する情報
 - (2) 会社設立に関する記載，会社の正式名称及び略称並びに設立手続
 - (3) 発起人による株式の事前払込額並びに払込みの期限及び手続
 - (4) 株式発行の国家登記後，発起人が割当てを受ける（単独発起人が取得する）発行予定株式の数，種類及び額面金額
 - (5) 発起人の権利及び義務，会社設立費用の分担並びに会社設立活動に関するその他の条件
 - (6) 会社設立及び国家登記の過程において会社利益を代表することを委託される者の権限の決定
 - (7) 今後の設立集会の招集・開催手続及び各発起人が持つ議決権の票数
 - (8) 会社定款の承認に関する記載
 - (9) 設立契約（単独発起人決定）に含めるべきその他の条項
 - 発起人の決定によるもの
 - カザフスタン共和国法令によるもの
- 2 設立契約（単独発起人の決定）の有効期間において，契約の当事者（単独発起人）は，本法第6条第3項が定める要件を遵守した上で，契約に変更及び追加をすることができる。
- 3 設立契約（単独発起人の決定）に記載される事項は，同契約（決定）に別段の定めがない限り，商業機密である。設立契約（単独発起人の決定）は，会社の決定に基づく場合又はカザフスタン共和国法令に規定される場合のみ，国家機関及び第三者に提示される。
- 4 設立契約（単独発起人決定）の効力は，発行予定株式の国家登記日をもって終了する。

第8条 設立契約の締結手続（単独発起人決定の手続）

- 1 設立契約は書面により作成され，各発起人又はその代理人が署名することで締結される。
単独発起人の決定は書面で作成され，発起人本人又はその代理人が署名する。
設立契約（単独発起人の決定）は，公証を受けなければならない。
- 2 発起人（単独発起人）の代理人は，カザフスタン共和国法令に従い然るべく手続され，発起人集会の参加権，設立契約の署名権など，会社設立に関する相応の権限を持たなければならない。

第9条 定款

- 1 会社の定款は、法人としての会社の法的地位を定める文書である。定款は、発起人（単独発起人）又はその代理人により署名されなければならない。ただし、既に活動している株式会社の定款の改訂版（定款への変更、追加）に株主総会に委任された者が署名する場合は、この限りではない。会社の定款並びにその全ての変更及び追加事項は、公証を受けなければならない。
- 2 会社の定款は、以下の条項を含まなければならない。
 - (1) 会社の正式名称及び略称
 - (2) 会社の執行機関の所在地
 - (3) 株主の権利に関する情報。優先株式に基づく権利の範囲を含む。
 - (4) 削除
 - (5) 会社の各機関の設置手続及びその権限
 - (6) 会社の各機関の活動の組織方法。以下を含む。
 - 株主総会及び合議制機関の招集、準備及び開催手続
 - 特別多数決による決議事項も含め、会社の各機関による議決方法
 - (7) 株主に対する会社の活動に関する情報の提供方法。公告に使用するマスメディア媒体を指定する。
 - (7-1) 株主及び役員がその提携者に関する情報を提供する方法
 - (8) 会社が非営利団体である場合
 - 会社が非営利団体である旨の記載
 - 議決の方法、配当を行わない旨の記載並びに本法及びカザフスタン共和国法令に定められるその他の要件
 - (9) 会社の活動停止の条件
 - (10) 本法及び他のカザフスタン共和国法令に基づくその他の事項
- 3 全ての利害関係者は、定款の内容を知る権利を持つ。会社は、利害関係者の請求に応じ、変更及び追加内容も含め定款の内容を知る機会を与えなければならない。会社は、株主から請求があった場合、3 営業日以内に定款の写しを提供しなければならない。会社は、写しの提供につき株主から料金を取ることができるが、料金は、写しの準備に要した費用及び写しを送付した場合は、その送付費用の実費を超えない範囲とする。
- 4 会社は、カザフスタン共和国政府が承認する会社定款様式を使用し、これに基づき事業活動を行うことができる。
- 5 会社活動に関する情報公開に使用することのできるマスコミ媒体及びこれらに対する要件は、全権機関の法規範文書により規定される。

第3章 会社の定款資本

第10条 会社の最低資本金額

会社の最低資本金額は、当該年のカザフスタン共和国の共和国予算法が定める月決済指標の5万倍である。

会社の最低資本金額に関する本条第1項の規定は、投資民営化ファンドとして活動する会社には適用されない。

第11条 会社の定款資本

1 会社の定款資本は、発起人（単独発起人）による額面金額での株式の払込み及び投資家による割当価格での株式の払込みにより形成される。株式の割当価格は、本法の要件に従い決められ、カザフスタン共和国の自国通貨で表示される。

組織変更により設立された会社の定款資本は、本法が定める要件に従い形成される。

2 発起人が事前に株式に払い込む額は、会社の最低定款資本額以上でなければならず、会社の法人国家登記日から30日以内に全額払い込まなければならない。

3 定款資本の増額は、発行予定株式の割当てにより行われる。

第4章 株式及びその他の有価証券

第12条 会社の有価証券に関する総則

1 会社は、普通株式又は普通株式と優先株式を発行することができる。株式は、無券発行される。

2 株式会社の形態で設立された非営利団体は、優先株式を発行できない。

3 株式は、不可分である。株式が複数人により共同所有されている場合は、その全ての所有者をもって1株主とみなし、これらの者は共通の代理人を通じて株式が証明する権利を行使する。

4 本法に別途の規定がない限り、株式は、それを所有する株主に対し、同種の株式を持つ他の株主と同等の権利を与える。

5 カザフスタン共和国法令により、以下に対する制限が設けられることがある。

(1) 会社株式の取引

(2) 1株主が所有できる会社株式数の上限

(3) 株式により1株主が持つことのできる議決権数の上限

6 会社は、他の有価証券を発行できる。有価証券の発行、割当て、流通、消却の条件及び手続は、カザフスタン共和国の証券市場関連法令が定める。

第13条 株式の種類

1 普通株式は、株主に、株主総会への参加権、総会で議決にかけられる全ての問題についての議決権及び会社に純益が出た際の配当権を与え、また、カザフスタン共和国法令が定める手続に従い、会社が清算する際に残余財産の分与を受ける権利を与える。

2 優先株主は、定款にあらかじめ定められる保証額で普通株主に優先して配当を受ける権利、

また、本法が定める手続に従い、会社が清算される際に残余財産の分配を普通株主に優先して受ける権利を持つ。

会社の優先株式数は、発行予定株式総数の 25 パーセントを超えてはならない。

- 3 優先株式は、株主に会社の経営参加権を与えない。ただし、本条第 4 項に規定される場合を除く。
- 4 優先株式は、以下の場合、株主に経営参加権を与える。
 - (1) 株主総会が、その決定により優先株主の権利を制限することになり得る問題を審議する場合。このような決定は、割当済優先株式総数（自社買戻分を除く。）の 3 分の 2 以上が権利の制限に賛成した場合のみ、採択されたものとされる。
 - (2) 株主総会が、会社の組織変更又は清算を審議する場合
 - (3) 優先株式の配当が、支払期限を 3 か月過ぎても全額支払われていない場合
- 5 設立集会（単独発起人の決定）又は株主総会により、定款資本の形成及び配当の受取には参加しない黄金株を 1 株導入することができる。黄金株の株主は、定款に指定される事項についての株主総会、取締役会及び執行機関の決定に対し拒否権を持つ。黄金株に基づく拒否権は、譲渡できないものとする。

第 14 条 株主の権利

- 1 会社の株主は、以下の権利を持つ。
 - (1) 本法及び会社定款が規定する手続により、会社の経営に参加する。
 - (2) 配当を受ける。
 - (3) 株主総会又は会社定款が定める手続により、会計報告を含め会社の活動に関する情報の提供を受ける。
 - (4) 会社の名簿管理人又は名義上の株式保有者から、有価証券に対する自己の所有権を証明する証明書の発行を受ける。
 - (5) 株主総会に取締役会成員の候補者を推挙する。
 - (6) 会社の機関がとった決定につき裁判で争う。
 - (7) 会社に業務活動についての問合せを書面で行い、会社が問合せを受けた日から 30 日以内に、理由説明の付いた回答を得る。
 - (8) 会社が清算する際に、財産の一部を受ける。
 - (9) 本法が定める手続に従い、会社の株式又は株式に転換できる他の有価証券を優先的に購入する。ただし、法令が定める場合を除く。
- 2 会社の大口株主は、加えて以下の権利を持つ。
 - (1) 臨時株主総会の招集を請求する。取締役会がこの請求を退けた場合は、臨時株主総会の招集を求める訴えを裁判所に提起する。
 - (2) 本法に従い、取締役会に株主総会の議題を追加提案する。

- (3) 取締役会の招集を請求する。
 - (4) 自己負担により、監査組織による監査の実施を請求する。
- 3 本条第1項及び第2項に定められる株主の権利を制限してはならない。
会社定款により、株主の他の権利を定めることができる。

第15条 株主の義務

- 1 会社の株主は、以下の義務を負う。
- (1) 株式に対する払込みをする。
 - (2) 会社の株主名簿システムの管理に必要な情報に変更があった場合、会社の名簿管理人及び株式の名義上の保有者に10日以内に通知する。
 - (3) 会社又はその活動に関する情報で、職務上の機密、商業機密又は法令により機密事項とされるその他の情報を漏洩させない。
 - (4) 本法及び他のカザフスタン法令によるその他の義務事項を履行する。
- 2 会社及び会社の名簿管理人は、株主が本条第1項第2号に定められる義務を履行しなかったことによりもたらされた結果につき、責任を負わない。

第16条 会社の有価証券の優先購入権

- 1 発行予定株式又は会社株式に転換できる他の有価証券の割当て及び以前に買い戻したこれらの証券の売却を行う予定がある会社は、その決定をした日より10日間、自社の株主に対し、書面による通知又はマスメディアでの公告により、所有株式数に比例した数量、当該決定をした会社機関が定めた割当て（売却）価格という同一条件で、これら有価証券の優先取得をオファーしなくてはならない。株主は、割当て（売却）公告が出された日から30日間、株式又は株式に転換される他の有価証券の優先購入権による取得を申し込む権利を持つ。
- この際、普通株主は、普通株式又は普通株式に転換できる有価証券について優先購入権を持ち、優先株主は、優先株式について優先購入権を持つ。
- 2 株主の有価証券優先購入権の実行手続は、全権機関が定める。

第17条 発行予定株式数の国家登記（削除）

第18条 株式の割当て

- 1 会社は、株式の発行の国家登記をした後、株式の割当てを行うことができる。株式の割当ては、発行予定株式数の範囲内で、一度で又は数度に分けて行うことができる。
- 発行予定株式数の範囲内での株式の割当ては、取締役会が決定する。ただし、定款がこの問題の決定を株主総会の権限事項としている場合は、この限りではない。
- 株式の割当ては、組織化されていない証券市場での募集若しくはオークション又は組織化さ

れた証券市場での募集若しくはオークションにより行われる。

- 1-1 株式又は普通株式に転換可能な他の有価証券の優先購入権による取得申込みの30日間の受付期間中に株主が株式又は株式に転換可能な他の有価証券を他者に譲渡する場合、当該有価証券の前の所有者が優先購入を申し込まなかったときは、優先購入権は、新しい所有者に移行する。
- 2 会社が募集によって割り当てる株式は、その回の募集で株式を取得する全ての者に対して同一の価格で販売されなければならない。ただし、優先購入権により株式を取得する株主を除く。優先購入権を行使する株主は、割当ての決定をした会社機関が決めた統一割当価格で株式を取得する。
- 3 割当てを決定した会社機関が当該割当てについて定める割当価格とは、当該株式を販売できる最低限の価格である。
- 4 発行予定株式の割当てに関し決定権限を持つ会社機関が、株式割当数の増加及び（又は）割当価格の引下げを決定した場合、この割当ては本法第16条第1項の規定を考慮して行われる。

第19条 株主名簿システム

- 1 株主名簿システムの管理は、会社の名簿管理人のみが行うことができるものとする。名簿管理人は、会社及び会社の提携者にとっての提携者であってはならない。
- 2 株主名簿システムの管理及び全権機関への情報提供の手続は、カザフスタン共和国の証券市場関連法令が定める。
- 3 会社は、株式発行の国家登記に関する書類を全権機関に提出する前に、名簿管理人と名簿システム管理業務に関わる役務提供契約を締結しなければならない。
- 4 割当てされる株式の払込みが完全に終わるまで、会社は、株主名簿管理システム（名義上の所有者の記録システム）内の株式取得者の個人勘定へ株式を付け替える指示を出してはならない。

第20条 株式割当結果報告書

- 1 会社は、発行予定株式の割当てが全て終わるまで6か月ごとに（報告半期が終了して1か月以内に）又は全ての株式の割当てを終了した後に、割当結果を全権機関に報告しなければならない。
- 2 割当結果報告書の内容及び提出手続並びに報告書の審査及び承認手続については、全権機関が定める。

第21条 割り当てられる株式に対する支払

- 1 割り当てられる株式に対する支払は、金銭、財産権（知的所有物に対する権利を含む。）及びその他の財産で行うことができる。ただし、本法その他のカザフスタン共和国法令で定められ

る場合を除く。

金銭以外の財産による支払は、カザフスタン法令に従い発行された免許を持つ鑑定人が査定する価額により行う。

- 2 財産の使用権をもって割り当てられる株式に対する支払とする場合、当該使用権の価値は、会社が当該財産の使用に対し、その全使用期間を通じて支払うべき料金により評価する。この期間を過ぎるまで、当該財産を株主総会の合意なしに排除することは禁じられる。
- 3 証券発行市場で株式を割り当てる際に、会社が自社の発行予定株式を取得することは許されない。

第 22 条 配当

- 1 株式の配当は、株主総会が会社の議決権株式総数の単純多数決で配当の支払を決定した場合に、金銭又は会社の有価証券により支払われる。ただし、優先株式の配当は除く。

優先株式の配当を有価証券で支払うことは、許容されない。

株式の配当を会社の有価証券で支払うことは、支払が会社の発行予定株式及び会社が発行した債券によって行われ、株主の書面による同意がある場合のみ、許容される。

配当権を持つ株主の一覧は、配当支払の開始日の前日付で作成されなければならない。

配当が支払われていない株式の譲渡は、株式譲渡契約に別段の定めがない限り、新たな所有者が配当権を得る形で行われる。

- 2 配当支払の頻度は、会社定款及び（又は）株式発行目論見書により規定される。
- 3 配当の支払は、支払代行業者を通して行うことができる。支払代行業者に対する代行手数料は、会社が負担する。
- 4 割り当てられなかった株式又は会社が買い戻した株式について、及び裁判所又は株主総会が会社の清算を決定した場合は、配当は発生せず、支払されない。
- 5 以下の場合、普通株式及び優先株式の配当を支払うことは許されない。

(1) 自己資本がマイナスである場合又は配当を支払うと自己資本がマイナスになる場合

(2) 会社にかザフスタン共和国の倒産法令が定めるところの支払不能又は破綻の兆候があるか、配当を支払うとこれらの兆候が発生する場合

(3) 削除

- 6 株主は、会社に対し、未払配当債務の支払を、債務の発生時期に関係なく請求する権利を有する。

配当が指定の期間内に支払われなかった場合、株主には配当元本と遅延利息が支払われる。遅延利息は、金銭債務又はその該当する一部が履行された日付のカザフスタン共和国国立銀行の公定歩合により決められる。

- 7 株式会社の形態で設立された非営利団体は、株式配当を支払わない。

第 23 条 普通株式の配当

1 四半期又は半期の業績に基づく普通株式の配当は、このような支払が定款で定められている場合、株主総会の決定によってのみ支払われる。四半期又は半期の普通株式の配当支払に関する株主総会の決定には、1 普通株式当りの配当額が定められる。

普通株式に対する期末配当の支払は、年次株主総会により決定される。

株主総会は、普通株式の配当を支払わない決定をとることができる。この際、必ずこの旨を、マスメディアを通じて決定日から 10 営業日以内に公告する。

2 普通株式に対する配当支払を決定してから 10 営業日以内に、この決定はマスメディアを通じて公表されなければならない。この際、公開会社は、この決定を自社のウェブサイトにも公表しなければならない。

3 普通株式の配当支払決定には、次の事項を含まなければならない。

- (1) 会社の名称、所在地、銀行口座明細及びその他の会社に関する明細
- (2) どの期に対する配当か
- (3) 1 普通株式当りの配当額
- (4) 配当の支払開始日
- (5) 配当支払の方法及び形式

第 24 条 優先株式の配当

1 優先株式の配当支払は、会社機関による決定を必要としない。ただし、本法第 22 条第 5 項に規定される場合を除く。

優先株式に対する配当の頻度及び 1 株当りの配当額は、会社定款が定める。優先株式の配当額は、同期の普通株式の配当額を下回ってはならない。

優先株式の配当が全額支払われるまで、普通株式の配当支払は行われぬ。

2 優先株式の配当支払保証額は、固定額で、又は何らかの指数に連動させた物価スライド式で定めることができる。この場合、当該指数が定期的に発表されるものであり、一般に分かりやすいものであることが条件とされる。

3 会社は、優先株式の配当期日が到来する前の 5 営業日以内に、マスメディアを通じ、優先株式の配当支払について、本法第 23 条第 3 項第 1 号、第 2 号、第 4 号及び第 5 号の事項並びに 1 優先株式当りの配当額を含む情報を公告しなければならない。

第 25 条 株式の取引

1 証券流通市場において会社の議決権株式の 30 パーセント以上を単独で又は提携者ととも取得しようとする者は、その旨を、会社と全権機関に対し、同機関が定める手続に従って通知しなければならない。この通知には、取得しようとする株式の数、予想購入価格及び全権機関の法規本文書が定めるその他の情報を含まなければならない。

2 会社は、株主が会社株式を売却することを妨害してはならない。会社は、会社株式を売却しようとする者に対し、当該者に対し提案されている買取価格を上回る価格で会社又は第三者が当該株式を買い取ることを提案する権利を有する。買取りの提案は、株式数、買取価格、会社以外の第三者が買い取る場合は、当該買手に関する情報を含まなければならない。

3 証券流通市場において会社の議決権株式の 30 パーセント以上を単独又は提携者とともに取得した者は、取得日から 30 日間、マスメディアを通じて、残りの会社株主に対し、彼らが所有する株式を買い付けることを申し出なければならない。この際、公開会社の株主に対する提案は、企業ウェブサイトに掲載しなければならない。株主は、公告が出た日より 30 日間、所有株式に対する買付申出を受諾する権利を有する。

株主に対する所有株式の買付の申出には、会社の議決権株式の 30 パーセント以上を取得した者とその提携者の氏名（名称）、居住地（所在地）、所有株式数及び本法第 69 条第 2 項に従い決められる買付希望価格などの情報が含まなければならない。

株主から所有株式の売却の同意書面を得た場合、買付を申し出た者は、30 日以内にこの株式に対する支払をしなければならない。

本項に規定される株式買付手続に違反した場合、会社の議決権株式の 30 パーセント以上を所有する者（単数・複数）は、その所有株式のうち議決権株式の 29 パーセントを超過する部分を非提携者へ譲渡しなければならない。

4 所有株式の買付の申出に応募した株主は、申出人が株式の買取りを拒否した場合、裁判手続により不服を申し立てることができる。

第 26 条 会社の発意による割当済自社株式の買戻し

1 割当済株式の買戻しは、会社の発意により、株主の同意に基づき、本法所定の手続により承認を受けた買戻価格の算定方法に従い、その後の株式売却又は法令及び定款に抵触しないその他の目的のために行うことができる。

2 会社の発意による割当済株式の買戻しは、本法及び（又は）会社定款に別段の定めがない限り、取締役会の決議に基づいて行われる。

3 会社は、以下の場合、自社株を買い戻すことができない。

(1) 第一回株主総会の開催前

(2) 株式割当結果報告書の承認前

(3) 株式を買い戻すと自己資本額が本法の定める最低資本金額を下回ることになる場合

(4) 株式を買い戻そうとする時点で会社にカザフスタン共和国の倒産法令が定める支払不能又は破綻の兆候がある場合又は買戻予定株式を全て買い戻した結果そのような兆候が発生する場合

(5) 裁判所又は株主総会が会社の清算を決定した場合

4 会社の発意により買い戻される自社株式の数が割当済株式総数の 1 パーセントを超過する場

合、会社は株式の売買行為を締結する前に、自社株主に対して買戻しを行う旨を通知しなければならない。

自社株買戻しの通知には、買い戻される株式の種類及び数、買戻しの価格、期限並びに条件を含まなければならない、この通知はマスメディアを使って行われなければならない。

- 5 株主が買取りに応じた株式の数が会社が買戻しを宣言した株式数を超過する場合、株式は株主から所有株式数による按分で買い取られる。

第 27 条 株主の請求による自社株の買取り

- 1 以下の場合で株主から請求があった場合、会社は株式を買い取らなければならない。
 - (1) 株主集会が会社の組織変更を決定した場合(株主が組織変更の問題を審議した株主総会に出席し、反対票を投じた場合)
 - (2) 本法及び会社定款が定める手続に従い採決された大規模取引及び(又は)利害関係のある取引の締結決定に同意しない場合
 - (3) 株主総会が当該株主が所有する株式の権利を制限する内容の変更又は追加を会社定款に行う決議をした場合(株主がこの決定がとられた株主総会に出席せず、又は出席してこれに反対票を投じた場合)
- 1-1 株主の請求に基づく会社株式の買取りは、本法が規定する手続により承認された自社株買取価格の決定方法に従って行われる。
- 2 株主は、株主総会又は取締役会が決議をした日から 30 日間、会社に対し書面で所有する株式の買取りを請求する権利を有する。

会社は、当該請求を受領した日より 30 日以内に、当該株主の株式を買い取らなければならない。
- 3 株主から買取請求された株式の数が会社が買取りできる株式の数を上回る場合、株式は各株主の所有株式数に応じ、按分で買い取られる。

第 28 条 自社株式の買戻し(買取り)に対する制限

- 1 会社が買い戻す株式の数は、割当済株式総数の 25 パーセントを超えてはならず、買取費用は、自己資本金額の 10 パーセントを超えてはならない。各数値の算定日は、以下のとおりである。
 - (1) 株主請求による買取りの場合 - 本法第 27 条第 1 項に記載されるいずれかの決定を株主総会がとった日付
 - (2) 会社の発意による買戻しの場合 - 自社株式買戻しの決定日付
- 2 会社が買い戻した株式は、株主総会の定足数を確定する際に考慮されず、また、総会での議決に参加しない。

第 29 条 株式オプション (削除)

第 30 条 転換可能有価証券

- 1 会社は、定款に定められている場合のみ、転換可能有価証券を発行できる。
株式会社の形態で設立された非営利団体は、転換可能有価証券を発行できない。
- 2 株式に転換可能な有価証券は、発行予定株式数と割当済株式数との差の範囲でのみ発行できる。
- 3 有価証券の転換の条件及び手続は、転換可能有価証券の発行目論見書において指定される。

第 31 条 会社の有価証券による担保

- 1 会社の有価証券を担保とする権利を、定款によって制限又は除外することはできない。
株主は、担保権設定の条件に別段の定めがない限り、担保に入れた株式による議決権及び配当権を持つ。
- 2 会社は、以下の場合に限り、自が発行した有価証券を担保として取ることができる。
 - (1) 担保物として譲渡される有価証券に対する支払が全額済んでいる場合
 - (2) 担保物として会社に譲渡される株式とすでに担保物として会社が持つ自社株式の総数が、会社が買い戻した株式を除いた割当済株式数の 25 パーセント以下である場合
 - (3) 担保権設定契約が取締役に承認されている場合。ただし、会社定款に別段の定めがある場合は、この限りではない。
- 3 会社が発行し、会社の下に担保物としてある株式による議決権は、担保権設定契約に別段の定めがない限り、株主に属する。会社は、担保物として持つ自社株式により議決に参加する権利を持たない。
- 4 会社の有価証券の担保登記の手続は、カザフスタン共和国の証券市場関連法令により定められる。

第 32 条 定款資本に国の参加がある会社の租税債務と発行予定株式の相殺

- 1 定款資本に国の参加がある会社が 3 か月より長く支払を遅滞している租税債務（以下「遅延債務」という。）を有している場合、租税債務の履行を監督するカザフスタン共和国の国家機関（以下「国家機関」という。）は、遅延債務を償却する目的で、以下を行う。
 - (1) カザフスタン共和国税法令に従い、会社の発行予定株式の処分に制限を付ける決定をする。
 - (2) 会社に発行予定株式がない場合又は発行予定株式数が会社の遅延債務の償却に足りない場合、裁判所に発行予定株式の強制発行と割当てによる遅延債務償却の訴えを提起する。
- 2 処分制限付発行予定株式の割当て及び強制発行された発行予定株式の割当ては、カザフスタン共和国税法令が定める処分制限付財産の売却手続により実施される。
会社が国家経済の重要戦略分野の事業を行っている場合、カザフスタン共和国政府の決定に

より、国家機関は、処分制限付発行予定株式及び強制発行された発行予定株式を国家所有に強制没収し、遅延債務の償却に充てる形で割り当てることができる。

3 処分制限付発行予定株式及び強制発行された発行予定株式の国家所有への没収は、会社の株主名簿システムにおいて、これら株式に対する国の所有権を登録する形で行われる。国の所有権は、国家財産の処分を政府から授権されている国家機関の権利として登録される。

4 裁判所判決に基づく発行予定株式の強制発行の国家登記は、カザフスタン共和国法令が規定する手続及び条件により行われる。

5 処分制限付発行予定株式及び強制発行された発行予定株式の割当てにより入る金銭を遅延債務の償却以外に使用することは、禁止される。

処分制限付発行予定株式及び強制発行による発行予定株式の割当てから入る金額が遅延債務の額を超過する場合、差額は会社の収入とする。

6 会社の遅延債務の償却に必要な株式の割当価格及び割当数は、国家機関が会社と合意して確定する。国家機関の発意により、株式の割当価格は、カザフスタン共和国法令に従い、鑑定人が定めることもできる。

株式の割当価格を鑑定人が決定した場合、査定費用は会社が負担する。

7 会社の遅延債務は、処分制限付発行予定株式及び強制発行による発行予定株式の割当てで得られた金額により超過債務が償却された場合、又は処分制限付き発行予定株式及び強制発行による発行予定株式に対する国の所有権が登録された時点で、カザフスタン共和国税法令に従い償却されたものとされる。

第5章 会社の経営

第33条 会社の機関

1 会社の機関は、以下のとおりである。

(1) 最高機関：株主総会（全議決権株式が1人の株主に属する会社の場合は、その株主）

(2) 経営機関：取締役会

(3) 執行機関：合議制機関又は単独で執行機関の役割を果たす者。このような者の役職名は、会社定款が定める。

(4) 本法、その他のカザフスタン共和国法令及び会社定款に従うその他の機関

2 削除

3 以前に国家公務員であり、会社の事業に対する国家管理、監督を行う職権を持っていた自然人は、当該権限の終了後1年の間、会社の機関の成員として選任されない。ただし、全ての議決権株式が国家に属する会社の機関は、この限りではない。

4 削除

第34条 定款資本に国の参加がある会社の経営に関する特則

1 共和国所有である国家持分株式の占有権及び使用権は、政府又はカザフスタン共和国国立銀行の決定に基づき、国有物を管理する国家機関により他の国家機関に譲渡できる。

2 公共所有である国家持分株式の占有権及び使用権は、地方執行機関の決定に基づき、他の国家機関に譲渡できる。

3 国家持分株式の占有権及び使用権を行使する国家機関は、カザフスタン共和国法令に従い、株主総会の権限事項とされる問題について、株主として国家の利益を代表する。

カザフスタン共和国政府は、国家持分株式の占有権及び使用権を行使する国家機関が、国が参加する株主総会において議決をする際に、カザフスタン政府及び（又は）国有物を管理する国家機関とあらかじめ決議案を書面に合意しなければならない問題を定めることができる。

4 支配株式が国又は国営管理会社に属する会社の取締役会は、国営会社を除き、執行機関が提案する中期財務・経営事業計画を承認する。

定款資本に国の参加がある会社の財務・経営事業計画は、法令が定める手続及び期限に従い、国家機関に提出される。株主が国である国営会社の開発計画は、カザフスタン政府が承認する。

株主が国営ホールディング会社である国営会社の開発計画は、国営会社の取締役会が承認する。

4-1 国営管理会社とは、発起人及び唯一の株主がカザフスタン共和国政府である株式会社で、国家開発機関及びその他法人の株式（出資分）を所有し、その管理を行うことを主たる事業目的とするものである。

4-2 国家開発機関とは、カザフスタン共和国政府の決定により設立された金融、コンサルティング、イノベーション及びサービス機関で、組織形態は株式会社であり、産業投資開発及び企業活動支援分野におけるプロジェクトの実施を主たる事業目的とするものである。

4-3 国営ホールディング会社とは、発起人及び唯一の株主がカザフスタン共和国政府である株式会社であり、所有する国営会社及びその他株式会社の株式の効果的な管理を目的として設立されたものである。

5 国営会社とは、カザフスタン政府の決定により設立された株式会社であり、その支配株式が国又は国営ホールディング会社に属し、カザフスタン共和国のその他の法令に別段の定めがある場合を除き、国家経済の基盤を成す重要戦略分野の事業を行うものである。私有化してはならない財産を国営会社に移譲するための手続及びその条件は、カザフスタン共和国政府が定める。

国営会社の一覧は、カザフスタン共和国政府が承認する。

6 国が定款資本に参加している会社の執行機関は、国家持株分の予想配当指標を配当予定年の前年の4月1日までに、当該株式の占有権及び使用権を行使する国家機関に提出しなければならない。

第35条 株主総会

- 1 株主総会には、年次総会と臨時総会がある。

会社は、毎年、年次株主総会を実施しなければならない。これ以外の株主総会は、臨時株主総会である。

第一回株主総会は、発行予定株式発行の国家登記及び株主名簿システムの形成後に、招集及び実施できる。
- 2 年次株主総会は、以下を行う。
 - (1) 会社の年次会計報告を承認する。
 - (2) 終了した会計年度の会社の純益の分配手続と1普通株式当りの配当額を決定する。
 - (3) 会社及び役員に関する株主の訴え及びその結果を検討する。

取締役会の議長は、株主に対し、取締役会及び執行機関の成員の報酬額及び内容に関する情報を提供する。

年次株主総会は、株主総会が議決権を持つ他の問題を検討する権利を持つ。
- 3 年次株主総会は、会計年度の終了から5か月以内に実施されなければならない。

この期限は、報告年度の会計監査を終了できない場合は、3か月以内の期間で延長されたものとみなされる。
- 4 全ての議決権株式が1人の株主に属する会社は、株主総会を実施しない。このような会社においては、本法及び会社定款で株主総会に議決権があるとされる問題の決定は、優先株式による権利を侵害及び制限しないことを条件に、当該株主が単独で行い、書面を作成しなければならない。
- 5 本条第4項に規定される場合で、唯一の株主又は会社の全議決権株式の所有者が法人であるときは、本法及び会社定款が株主総会に議決権があるとする問題の決定は、カザフスタン共和国法令及び当該法人の定款に従い、これらの問題に関し議決権を持つ当該法人の機関、役員又は被雇用者により採択される。

第36条 株主総会の権限

- 1 株主総会の専権事項は、以下のとおりである。
 - (1) 定款の変更、追加又は改訂した定款の承認
 - (1-1) 企業統治規則の採択が定款に定められている場合、その承認並びにその変更及び追加の承認
 - (2) 任意による会社の組織変更又は清算
 - (3) 発行予定株式数の増加の決定又は未発行の発行予定株式の種類の変更の決定
 - (3-1) 会社の有価証券の転換条件及び手続の決定並びにその変更
 - (4) 開票委員会の成員数、任期の設定、成員の選出及び権限の期限前終了
 - (5) 取締役会の成員数、任期の設定、成員の選出、権限の期限前終了、報酬額及び支払条件
 - (6) 会社の監査を行う監査組織の決定

- (7) 年次会計報告の承認
 - (8) 会計年度の会社純益の分配方法の承認、普通株式の配当支払の決定及び1普通株式当たり配当額の承認
 - (9) 本法第22条第5項に規定される事態が到来した場合、普通株式及び優先株式の配当金を支払わない決定
 - (10) 会社の全資産の25パーセント以上に相当する資産の譲渡による別法人の設立又は事業への参加の決定
 - (11) 削除
 - (12) 削除
 - (13) 株主に対する株主総会開催に関する通知方法の決定及びマスメディアへの通知掲載の決定
 - (14) 本法に従う自社株式取得の際の株式価格の算定方法の変更（設立集会で算定方法が承認されていない場合は、その承認）
 - (15) 株主総会の議題の承認
 - (16) 定款に定められていない場合、株主への会社事業活動に関する情報提供方法の決定。使用するマスメディア媒体の決定を含む。
 - (17) 黄金株の導入及び撤廃
 - (18) 本法及び会社定款が株主総会の専権議決事項としているその他の問題
- 2 本条第1項第1号から第3号までに挙げられる問題に関する株主総会の決定は、会社の全議決権株式数の特別多数決により採択される。投資民営化ファンドの形態変更により設立された会社の場合は、総会に参加している議決権株式数の特別多数決により採択される。
- その他の問題についての株主総会の決議は、本法及び会社定款に別段の定めがない限り、議決に参加する議決権株式数の単純多数決で採択される。
- 会社定款は、取締役会成員の期限前権限終了に関する採決について、本項第2段落に規定される以上の必要票数を定めることはできない。
- 3 株主総会の専権議決事項とされる問題を、会社の他機関、役員及び被雇用者の権限に移譲してはならない。ただし、本法及びカザフスタン共和国法令に別段の定めがある場合は、この限りではない。
- 4 株主総会は、定款に別段の定めがない限り、会社の内部活動に関する問題について他機関がとったあらゆる決定を取り消すことができる。

第37条 株主総会の招集手続

- 1 年次株主総会は、取締役会が招集する。
- 2 臨時株主総会は、以下の者の発意により招集される。
 - (1) 取締役会

(2) 大口株主

自発的な清算の過程にある会社の臨時株主総会は、清算委員会により招集、準備及び実施される。

カザフスタン共和国法令により、臨時株主総会の招集が必須である場合を定めることができる。

3 株主総会の準備及び実施は、以下の機関により行われる。

- (1) 執行機関
- (2) 契約に基づき会社の名簿管理人
- (3) 取締役会
- (4) 清算委員会

4 株主総会の招集、準備及び実施費用は、本法が別途規定する場合を除き、会社が負担する。

5 年次株主総会は、会社機関が本法に定められる年次株主総会の招集手続に違反した場合、任意の利害関係者が訴訟を提起し、それについて裁判所が出した判決に基づいて招集及び実施することができる。

臨時株主総会は、会社機関が大口株主による臨時総会の招集請求を実行しなかった場合、大口株主が訴訟を提起し、それについて裁判所が出した判決に基づいて招集及び実施することができる。

第 38 条 大口株主の発意により臨時株主総会が招集及び実施される場合の特則

- 1 臨時株主総会の招集請求は取締役会に対して出すものとし、会社執行機関の所在地に宛てて総会の議題を記載した請求書を送付する。
- 2 取締役会は、請求書の受領日から 10 日以内に臨時株主総会の招集を決定し、その旨の通知を請求者に送付しなければならない。請求に従い臨時株主総会を招集する際、取締役会は、裁量によりその他のあらゆる議題を追加することができる。

第 39 条 株主総会への参加権を持つ株主の一覧

- 1 株主総会の出席権及び議決権を持つ株主の一覧は、会社の名簿管理人が、株主名簿システムのデータに基づき作成する。一覧の作成日は、株主総会開催の決定がとられた日付より前であってはならない。

株主一覧に含まれるべき情報は、全権機関が定める。

- 2 株主総会への参加権、議決権を持つ株主一覧の作成後に一覧に含まれる者が会社の議決権株式を譲渡した場合、株主総会への参加権は、新しい株主に移行する。この際、株式の所有権を証明する文書を提出しなければならない。

第 40 条 株主総会の開催日時及び場所

1 株主総会の開催日時及び場所は、参加権を持つ者があるべく多数参加できるように設定しなければならない。

株主総会は、執行機関の所在地の地区で開催されなければならない。

2 参加者受付の開始時刻及び総会の開始時刻は、開票委員会が十分な時間的余裕を持って受け付け、参加人数の確定及び定足数の確認ができるように設定しなければならない。

第41条 株主総会の開催通知

1 株主（黄金株の所有者）は、株主総会の開催について、開催日の30 暦日前までに、又は通信投票式若しくは混合式で議決する場合は45 暦日前までに、通知されていなければならない。

2 株主総会開催の通知は、マスメディアを通じて行うか、株主に送付しなければならない。会社の株主数が50 人以下である場合は、株主に通知状を送付しなければならない。

3 株主総会開催の通知は、以下の情報を含まなければならない。

(1) 会社の正式名称及び執行機関の所在地

(2) 招集者に関する情報

(3) 総会開催日時、場所及び受付開始時間並びに、総会が成立しなかった場合の株主総会の再集会の日時

(4) 総会参加権を持つ株主一覧の作成日

(5) 議題

(6) 審議される問題に関する資料の入手及び閲覧手続

(7) 会社が投資民営化ファンドである場合又は投資民営化ファンドの形態変更により設立された会社である場合、ファンドの正式名称とライセンス番号

4 小口株主は、総会の議題となっている問題の議決に際して他の株主と合同することを、名簿管理人に申し出ることができる。

小口株主の申出手続及び名簿管理人から他株主への情報伝達の手続については、有価証券所有者名簿システムの管理業務契約にて規定する。

第42条 株主総会の再集会

1 株主総会の再集会は、当初の（成立しなかった）総会開催日の翌日以降に指定できる。

2 再集会は、不成立であった株主総会と同じ場所で開催しなければならない。

3 再集会の議題は、不成立であった株主総会と異なっていない。

第43条 株主総会の議題

1 株主総会の議題は、取締役会が策定し、審議される問題を具体的に記述し、その全てを網羅しなければならない。

株主総会の議題は、大口株主又は取締役会により追加され得る。この際、会社株主がその旨

の通知を総会開催日の15日前までに受け、又は本条第4項の手続により通知されることが条件となる。

- 2 参加者が集合して総会を行う場合、取締役会は、開会時に、取締役会が受けた議題変更の提案について報告しなければならない。
- 3 株主総会の議題は、総会に参加する議決権株式総数の多数決により承認される。
- 4 株主総会に出席し、合計で会社の議決権株式数の95パーセント以上を所有する株主(又はその代理人)の過半数が賛成する場合、議題の変更及び(又は)追加ができる。
株主総会が通信投票式で議決を行う場合、議題の変更及び(又は)追加はできない。
- 5 株主総会は、議題に含まれていない問題を審議し、議決することはできない。
- 6 議題を記述する際に、「様々な」、「～など」、「その他」や、これらに類した非限定的な語句を使用してはならない。

第44条 株主総会の議題に関する資料

- 1 株主総会の議題に関する資料は、当該議題について根拠のある決定をするのに十分な情報を含まなければならない。
- 2 会社の機関の選出に関する資料は、候補者について以下の情報を含まなければならない。
 - (1) 氏名及び希望により父称
 - (2) 学歴
 - (2-1) 会社に対する提携関係
 - (3) 過去3年の職歴及び役職名
 - (4) 候補者の職務上の能力及び経験に関するその他の情報議題に取締役会成員(新しい成員の選出)の選出が含まれる場合、資料には候補者が取締役会においていずれの株主を代表するのか、及び(又は)当該候補者が独立取締役職の候補であるのかについての情報を含まなければならない。
- 3 年次株主総会の議題に関する資料には、以下を含まなければならない。
 - (1) 年次会計報告
 - (2) 年次会計報告に対する監査報告
 - (3) 終了年度の純益の配分手続と1普通株式当たり配当額に関する取締役会の提案
 - (4) 総会開催の発意者の判断によるその他の書類
- 4 株主総会の議題に関する資料は、会社の執行機関の所在地において、総会開催日の10日前までに準備され、閲覧できるようにしなければならない。また、株主からの問合せがあった場合には、問合せ日から3営業日以内に送付されなければならない。資料書類の写しの作成及び送付費用は、定款に別途規定がない限り株主が負担する。

第45条 株主総会の定足数

- 1 株主総会は、総会参加者の受付終了時点で、合計で会社の議決権株式の 50 パーセント以上を所有する「議決権、参加権を持つ株主一覧」に含まれる株主又はその代理人が受け付けられた場合、議題を審議し、議決できる。
- 2 成立しなかった総会に代わって再度招集される株主総会においては、以下の場合、議題を審議し、議決できる。
 - (1) 定足数に満たず成立しなかった総会の招集手続が遵守されている場合
 - (2) 参加者受付の終了時点で、通信投票者も含めた合計で会社の議決権株式総数の 40 パーセント以上を所有する株主又はその代理人が受け付けられた場合株主数が 1 万人以上である会社は、定款により、株主総会の再集会についてこれより少ない定足数（ただし、会社の議決権株式の 15 パーセント以上）を定めることができる。
- 3 投資民営化ファンドの組織変更及び再登記により設立された会社の株主総会の再集会は、参加者受付の終了時点で、議決権株式を持つ株主（又はその代理人）が 500 人以上受け付けられた場合、議題の審議及び議決を行うことができる。
- 4 株主に通信投票用の投票用紙を送付している場合、参加者受付の終了時までには会社が受領した投票用紙による票は、定足数の確定及び投票結果に反映される。

通信投票式で株主総会を実施する際は、定足数が確保されなかった場合には、再集会は開催されない。

第 46 条 開票委員会

- 1 株主が 100 人以上いる会社は、株主総会で開票委員会を選出する。

株主数が 100 人未満である会社においては、開票委員会の役割は、株主総会書記が行う。第一次株主総会において、開票委員会の役割は、会社の名簿管理人が果たす。

株主総会の決定により、開票委員会の役割を会社の名簿管理人に課すことができる。
- 2 開票委員会の成員は、3 人以上いなくてはならない。会社の合議制機関の成員及び単独で執行機関の役割を果たす者は、開票委員会の成員となってはならない。

株主総会実施時に開票委員会の成員が不在である場合、総会実施の間、成員を追加選出することができる。
- 3 開票委員会は、以下を行う。
 - (1) 株主総会に参加するために来場した者の権限を確認する。
 - (2) 株主総会の参加者の受付を行い、議題に関する資料を配布する。
 - (3) 通信投票の投票用紙の有効性を確認し、有効な投票用紙の数を数え、各議題についての票数を数える。
 - (4) 総会の定足数を、総会実施中も含め確認し、定足数の有無を明らかにする。
 - (5) 株主総会における株主の権利の行使に関する事項を説明する。
 - (6) 各議題についての投票数を数え、開票結果をまとめる。

- (7) 株主総会の議決結果についての議事録をまとめる。
 - (8) 会社の文書保管庫に投票用紙と議決結果に関する議事録を引き渡す。
- 4 開票委員会は、株主総会で使用された投票用紙に含まれる情報の機密を守る。

第 47 条 株主総会における代理

- 1 株主は、自ら又は代理人を通し株主総会に参加し、審議される問題につき議決する権利を持つ。

執行機関の成員（単独で執行機関の役割を果たす者）は、株主総会に株主の代理人として参加する権利を持たない。

株主の代理人は、カザフスタン共和国法令に従い作成される委任状に基づいて行動する。

- 2 カザフスタン共和国法令又は契約に基づき、委任状なしで株主の名において行動し、又はその利益を代表する権利を持つ者は、株主総会への参加及び総会での議決につき、委任状を必要としない。

第 48 条 株主総会の実施手続

- 1 株主総会の実施手続は、本法、会社の定款若しくは内部活動を定めるその他の文書により、又は、直接、株主総会の決議により、定められる。

- 2 株主総会の開会前に、来場した株主（その代理人）の受付を行う。株主の代理人は、総会への出席及び議決の権限を証明する委任状を提示しなければならない。

受付をしなかった株主（株主の代理人）は、定足数の確定の際に算入されず、議決に参加することができない。

会社の優先株主は、集会式の株主総会に出席し、議題の審議に参加することができる。

会社定款又は集会式株主総会の決議による別段の定めがない限り、株式総会には、招待なしに他の者が出席することができる。そのような者の株主総会における発言権は、会社の定款又は株主総会の決議により定められる。

- 3 株主総会は、定足数に達した場合、通知された時間に開会される。

株主総会は、通知した時間より早く開会することはできない。ただし、全株主（その代理人）が受付を済ませ、開会時間の変更について知らされ、それに反対しない場合は、その限りではない。

- 4 株主総会は、総会の議長（議長団）及び書記を選出する。

株主総会は、議決の方法 - 公開投票又は秘密投票（投票用紙による） - を決める。会社定款に別段の定めがない限り、株主総会の議長（議長団）及び書記を選出する際は、各株主が 1 票を持ち、出席者の単純多数決により決定される。執行機関の成員は、株主総会の議長になることができない。ただし、株主総会の全出席者が執行機関の成員である場合は、この限りではない。

5 株主総会において、議長は、議決される問題についての討議を終了する提案及び議決方法を変更する提案を議決にかける権利を持つ。

議長は、議決事項の討議に参加する権利を持つ者の発言を妨げる権利を持たない。ただし、発言が総会の議事進行を妨げる場合又は当該問題に関する討議を既に打ち切った場合を除く。

6 株主総会は、会議の休憩及び一部の問題の審議を翌日に回すことも含め、会議の延長を決定する権利を持つ。

7 株主総会は、全ての議決事項につき審議が終わり決議した後のみ閉会できる。

8 株主総会の書記は、総会議事録の記載の網羅性及び信頼性につき責任を負う。

第 49 条 通信投票式による株主総会の決議

1 株主総会の決議は、通信投票式で採択することができる。通信投票式による決議は、総会に出席する株主の投票と一緒にすることも（混合式）、全く集会せずに行うこともできる。

2 会社の定款により、株式総会の全て又は一部の議題について通信投票式による決議を禁止できる。ただし、公開会社を除く。

3 通信投票式で決議をする場合、統一の形式による投票用紙が、株主一覧に含まれる株主に送付（配布）される。

会社は、株主総会の議決結果に影響を及ぼす目的で、特定の株主を選んで投票用紙を発送してはならない。

4 投票用紙は、株主一覧に含まれる者に対し、株式総会開催日の 45 日前までに発送されなければならない。集会を開かずに通信投票式のみで議決をする場合、株主数が 500 人以上いる会社は、定款に定められるマスメディア媒体を通じて、株主総会の議決に使用する投票用紙を株主総会開催の通知とともに公表しなければならない。

5 通信投票用の投票用紙は、以下を含まなければならない。

- (1) 会社の正式名称と執行機関の所在地
- (2) 総会招集の発意者に関する情報
- (3) 投票用紙の提出期限
- (4) 株式総会の開催日又は集会しない場合の開票日
- (5) 株主総会の議題
- (6) 議題に取締役会成員の選出が含まれる場合はその候補者名
- (7) 議決事項となっている問題の記述
- (8) 各議題につき「賛成」「反対」「棄権」で表される投票選択肢
- (9) 各議題についての投票方法（投票用紙の記入方法）の説明

6 通信投票用の投票用紙は、自然人株主の場合、身分証明書類の情報を記載の上、同人が署名する。

法人株主の投票用紙には、その代表者が署名し、社印を押す。

自然人株主の署名若しくは法人株主の代表者の署名のない、又は社印のない投票用紙は、無効とされる。

開票の際は、投票用紙に規定される投票方法が遵守され、選択肢のうちの1つのみが選択されている票を数える。

- 7 株主総会の議題に取締役会成員の選出が含まれる場合、通信投票用の投票用紙には、各候補者に投じた票の数を記載するための欄を設けなければならない。
- 8 混合式議決を行う際、あらかじめ通信投票のために投票用紙を提出していた株主が株主総会に出席し、議決するために来場した場合は、当該株主が以前に送った投票用紙は、集会の定足数を確定する際に数に入れず、また、開票の際にも数に入れない。

第50条 株主総会における議決

- 1 株主総会における議決は、「1株1票式」で行われる。ただし、以下の場合を除く。
 - (1) カザフスタン共和国法令により、1株主当たりが持つ議決権数に上限が設定されている場合
 - (2) 取締役会成員を選出するために累積投票を行う場合
 - (3) 株主総会の進行手続的な問題について決をとる場合。この場合、総会で議決権を持つ各人が、1人1票ずつ持つ。
- 2 累積投票の際、取締役会成員の候補者の1人に株式により与えられる全ての票を入れてもよく、複数の候補者に分けて投票してもよい。最も票を集めた候補者が、取締役会に選出される。
- 3 株主総会で集会して議決する際、秘密投票を行う場合は、投票用紙(以下、本条において、「集会秘密投票用紙」と称する。)は、秘密投票を行う議題ごとに、別々に作成されなければならない。この際、集会秘密投票用紙は、以下を含まなければならない。
 - (1) 議題となる問題の記述又は議題番号
 - (2) 当該議題についての「賛成」「反対」「棄権」の選択肢又は会社機関の成員候補名
 - (3) 株主が持つ議決権票数
- 4 株主は、集会秘密投票用紙に署名しない。ただし、本法に基づいて会社に対し株式の買取請求を行う場合を含め、本人が署名することを希望する場合は、この限りではない。

集会秘密投票用紙の開票においては、投票用紙に記載される投票方法が遵守され、選択肢のうち1つのみが選択されている票を数えるものとする。

第51条 議決結果に関する議事録

- 1 開票委員会は、開票結果を議決結果に関する議事録にまとめ、それに署名する。
- 2 議決にかけられた問題について株主に特に意見がある場合、開票委員会は、その旨の記載を議事録に含めなければならない。
- 3 議決結果に関する議事録の作成及び署名後、議事録作成の基となった記入済の集会秘密投票

用紙及び通信投票用紙（無効とされたものを含む。）は、議事録とともに綴じ、会社の文書保管庫に保管される。

- 4 議決結果に関する議事録は、株主総会議事録に添付されなければならない。
- 5 議決結果は、その議決を行った株主総会場で発表される。
- 6 株主総会における議決の結果又は通信投票式議決の結果は、マスメディアを通じた公表又は各株主に対する書面通知の発送により、株主総会の閉会后 10 日以内に株主に通知される。
議決結果の通知方法は、会社定款にて定める。

第 52 条 株主総会の議事録

- 1 株主総会の議事録は、総会の閉会后 3 営業日以内に作成され、署名されなければならない。
- 2 株主総会の議事録には、以下が記載される。
 - (1) 会社の正式名称及び執行機関の所在地
 - (2) 株主総会開催の日時及び場所
 - (3) 株主総会に参加した議決権株式の数
 - (4) 株主総会の定足数
 - (5) 株主総会の議題
 - (6) 議決方法
 - (7) 議長（議長団）及び書記
 - (8) 参加者の発言
 - (9) 議決に付された各議題について株主が持つ議決権総数
 - (10) 議題に付された問題及びその議決結果
 - (11) 株主総会が採択した決定

株主総会で取締役会成員の選出（新成員の選出）を行う場合、株主総会の議事録には、選出された成員がどの株主を代表するのか、及び（又は）選出された成員のうち誰が独立取締役なのかを記載しなければならない。

- 3 株主総会の議事録には、以下が署名しなければならない。
 - (1) 株主総会の議長（議長団成員）及び書記
 - (2) 開票委員会の成員
 - (3) 会社の議決権株式の 10 パーセント以上を持ち、株主総会に参加した株主
署名の義務を負う者が署名できない場合は、委任状に基づきその代理人が署名する。
- 4 本条第 3 項に記載される者のいずれかが議事録の記載に同意しない場合、その者は、署名を拒否できる。その際は、署名の拒否理由を説明する書状を提出し、それを議事録に添付する。
- 5 株主総会議事録は、議決結果に関する議事録、株主総会の参加、議決及び議事録署名に関する委任状並びに議事録への署名拒否の理由説明書とともに綴じられる。これらの書類は、執行機関により保管されなければならない。随時、株主に閲覧させなければならない。株主には、そ

の請求により、株主総会議事録の謄本が発行される。

第 53 条 取締役会

- 1 取締役会は、会社の事業に関する全体的な監督を行う。ただし、本法及び会社定款により株主総会の専権事項とされている問題を除く。
- 2 本法及び会社定款に別段の定めがない限り、取締役会の専権事項は、以下のとおりである。
 - (1) 会社の事業活動の優先的方向性を定める。
 - (2) 年次及び臨時株主総会の招集を決定する。
 - (3) 株式の発行（売却）を決定する。発行予定株式の範囲内で発行（売却）する株式の数、その方法及び割当（売却）価格に関する決定を含む。
 - (4) 自社株式又はその他の自社の割当済有価証券の買戻し及びその価格の決定
 - (5) 年次会計報告の事前承認
 - (6) 削除
 - (7) 社債及びその他の派生有価証券の買取条件の決定
 - (8) 執行機関の成員数及び任期の決定並びにその長及び成員（単独で執行機関の役割を果たす者）の選出並びに任期前の権限終了の決定
 - (9) 執行機関の代表者及び執行機関成員（単独で執行機関の役割を果たす者）への報酬額及び給与・賞与の支払条件の決定
 - (10) 内部監査機関の業務手順並びに内部監査機関職員の給与・賞与の支払額及び条件の決定
 - (10-1) 会社書記の任命、任期の決定、権限の期限前終了、報酬額及び報酬条件の決定
 - (11) 監査組織への報酬額及び株式払込財産の評価又は大規模取引の対象となる財産の評価を行う鑑定人への報酬額
 - (12) 削除
 - (13) 会社の有価証券のオークション及び募集の実施条件・手続を規定する内部文書など、会社の内部活動を規定する文書の承認（会社の業務活動を組織する目的で執行機関が策定する文書を除く。）
 - (14) 支店及び駐在員事務所の設立及び閉鎖の決定並びにこれらに関する規程の承認
 - (15) 他法人の 10 パーセント以上の株式（定款資本参加持分）の取得に関する決定及びこれら法人の事業に関する問題の決定
 - (16) 会社の自己資本の 10 パーセント以上に相当する債務の増加
 - (17) 名簿管理人との契約が解除される際の、次の名簿管理人の選択
 - (18) 会社及びその事業に関する情報で、職務上の機密、商業機密及び法令により保護される機密事項とされるその他の情報の確定
 - (19) 大規模取引及び利害関係を有する取引を締結する決定

(20) 本法及び会社定款に規定されるその他の問題で、株主総会の専権事項に当たらないもの

- 3 本条第2項に挙げられる問題は、執行機関の決定に委ねることはできない。
- 4 取締役会は、会社定款により執行機関の権限とされる問題を決定する権限を持たず、また、株主総会の決定に矛盾する決定をとってはならない。
- 5 取締役会の決定事項で否認権が設定されている問題については、黄金株の所有者の合意をとりつけなければならない。

第53-1条 取締役会の諮問委員会

- 1 最も重要な問題を検討し、取締役会への提言を準備するために、公開会社には、以下の問題に関し、取締役会の諮問委員会を設置するものとし、また、その他の会社にも、これを設置することができる。
 - (1) 戦略計画策定
 - (2) 人事及び報酬
 - (3) 内部監査
 - (4) 社会保障問題
 - (5) 会社の内部文書により定められる他の問題
- 2 取締役会の諮問委員会は、取締役会成員と各委員会の作業に必要な専門知識を持つ専門家からなる。

執行機関の代表者は、取締役会の諮問委員会の委員長となることはできない。
- 3 取締役会の諮問委員会の設置、業務及びその定員は、会社の内部文書により規定され、取締役会が承認する。

第54条 取締役会の構成

- 1 取締役会の成員となることができるのは、自然人のみである。
- 2 取締役会の成員は、以下の中から選出される。
 - (1) 自然人である株主
 - (2) 株主の利益の代表者として、取締役会成員の候補として提案（推薦）された者
 - (3) その他の者（本条第3項の制限を考慮する。）

取締役会成員の選出は、累積投票により行われる。株主は、所有株式に基づく議決権の全てを1人の候補に投票しても、また複数の候補者に分けて投票してもよい。最も得票数の多かった候補が、取締役会成員として選出される。2人以上の候補者が同数票を獲得した場合は、これら候補者の間で再投票を行う。
- 3 取締役会の成員には、会社の株主でなく、株主を代表する取締役会成員候補としての提案（推薦）を受けていない自然人がなることもできる。このような者の数は、取締役会成員数の50

パーセントを超えてはならない。

- 4 執行機関の成員は、その代表者を除き、取締役会には選出されない。執行機関の代表者は、取締役会の議長には選出されない。
- 5 取締役会成員の人数は、3人以上でなくてはならない。取締役会成員の3分の1以上は、独立取締役でなければならない。
- 6 取締役会成員に対する要件は、カザフスタン共和国法令及び会社定款により定められる。

第55条 取締役会成員の任期

- 1 取締役会成員として選出された者は、カザフスタン共和国法令及び会社定款に別段の定めがない限り、無制限に再選され得る。
- 2 取締役会の任期は、株主総会が定める。
取締役会の任期は、新たな取締役会を選出するための株主総会が開催される時点で満了する。
- 3 株主総会は、取締役会の全成員又は特定の成員を期限前に解任できる。
- 4 取締役会成員の本人の希望による任期終了前の辞任は、取締役会への辞表の提出に基づき行われる。
このような者の権限は、取締役会が辞表を受領した時点で終了する。
- 5 取締役会成員の権限が期限前に終了する場合、新しい成員の選出は、株主総会に出席している株主による累積投票により行われる。この際、新たに選出された取締役会成員の任期は、取締役会自体の任期とともに終了する。

第56条 取締役会の議長

- 1 取締役会の議長は、会社定款に別段の定めがない限り、取締役会成員の中から、秘密投票により、取締役会成員総数の多数決で選出される。
取締役会は、会社定款に別段の定めがない限り、随時、議長の再選出を行うことができる。
- 2 取締役会議長は、取締役会の業務を組織し、その会議において議事を進行し、会社定款が規定するその他の役割を果たす。
- 3 取締役会議長が不在である場合、その役割は、取締役会の決定により、いずれかの取締役会成員が担う。

第57条 取締役会の招集

- 1 取締役会は、取締役議長若しくは執行機関の発意又は以下の者（機関）の請求により招集される。
 - (1) いずれかの取締役会成員
 - (2) 内部監査機関
 - (3) 会社の監査を行う監査組織

(4) 大口株主

- 2 取締役会招集の請求は、取締役会議長に対し、その旨の請求書を送付する形で行われる。請求書には、提案される議題を含むものとする。

取締役会議長が取締役会の招集を拒否する場合、請求者は、当該の請求書をもって執行機関に請求することができ、執行機関は取締役会を招集しなければならない。

取締役会は、取締役会議長又は執行機関により招集請求があつてから10日以内に招集されなければならない。ただし、会社定款が別の期間を定めている場合は、この限りではない。

取締役会には、招集を請求した者を必ず招待しなければならない。

- 3 取締役会の開催をその成員に通知する方法は取締役会が決定し、黄金株所有者に対する通知方法は会社定款が定める。

- 4 取締役会成員は、取締役会に欠席する場合は、あらかじめ執行機関にその旨の通知をしなければならない。

第58条 取締役会の会議

- 1 取締役会の会議の定足数は会社定款により定められるが、取締役会の成員数の半数未満であつてはならない。公開会社の取締役会会議においては、独立取締役総数の半数以上の独立取締役が、必ず出席しなければならない。

取締役会成員の総数が定款の定める取締役会会議の定足数に満たなくなった場合、取締役会は、新たな成員を選出するために、臨時株主総会を招集しなければならない。残りの取締役会成員は、このような臨時総会の招集決定のみでできるものとする。

- 2 取締役会成員は、1人1票ずつ議決権を持つ。取締役会における決定は、本法及び会社定款に別段の定めがない限り、会議に出席している取締役会成員の単純多数決により採択される。

会社定款により、同数票となった場合に、取締役会議長又は会議で議長役をしている者の票を決定票とするよう定めることができる。

- 3 取締役会は、取締役会成員のみが参加できる非公開会議の実施を決定することができる。

- 4 会社定款及び(又は)内部文書により、取締役会が審議にかけられた問題について通信投票式で決定を採ることができる旨及びその方法を規定できる。

通信投票式による議決は、所定の期限までに提出された投票用紙が定足数に達している場合、有効とされる。

取締役会の通信投票式議決による決定事項は、文書にして、取締役会の書記及び取締役会議長が署名しなければならない。

決定が正式なものとして文書で作成された日より20日以内に、当該決定は投票用紙を添付し、取締役会成員に送付されなければならない。

- 5 取締役会が会議を開いて採択した決定は、議事録にまとめられる。議事録は、会議日から3日以内に会議で議長役をした者及び書記が作成・署名しなければならない。また、以下を含まな

なければならない。

- (1) 会社の正式名称及び執行機関の所在地
- (2) 会議の実施日時及び場所
- (3) 出席者の情報
- (4) 議題
- (5) 議決に付された問題とその結果
- (6) 採択された決定
- (7) 取締役会の決定による他の情報

6 取締役会会議の議事録及び通信投票式でとられた議決の記録は、会社の文書保管所にて保管する。

取締役会書記は、取締役会成員の請求により、議事録及び通信投票式でとられた決定の記録を閲覧に供し、(又は)その抜粋を、権限を持つ会社被雇用者の署名及び社印をつけて発行しなければならない。

第59条 執行機関

1 会社の日常業務に関する運営管理は、執行機関が行う。執行機関は、合議制であっても単独であってもよい。

執行機関は、本法その他のカザフスタン共和国法令及び会社定款により会社の他機関及び他役員の権限とされていないものであれば、会社の事業に関するあらゆる問題について決定をする権利を有する。

執行機関は、株主総会及び取締役会の決定事項を執行しなければならない。

執行機関が拒否権の行使が認められる問題に関して決定をとる場合は、黄金株の所有者の合意をとらなければならない。

会社は、会社が規定する制限事項に違反して執行機関が締結した取引につき取引締結時に当事者が当該制限事項を知っていたことが証明できる場合、その有効性について争う権利を有する。

2 合議制執行機関の成員には、会社の株主及び株主ではない会社の被雇用者になることができる。

執行機関の成員は、取締役会の合意がある場合に限り、他組織で働くことができる。

執行機関の代表者又は単独で執行機関の役割を担う者は、他の法人の執行機関の代表者又は単独で執行機関の役割を担う職についてはならない。

執行機関成員の役割、権利及び義務は、本法、その他のカザフスタン共和国法令、会社定款及びこれらの者が会社と締結する労働契約により定められる。会社が執行機関の代表者と締結する労働契約は、取締役会議長又は株主総会若しくは取締役会が権限を付与した者が、会社を代表して署名する。他の執行機関成員の労働契約は、執行機関の代表者が署名する。

第 60 条 執行機関の代表者の権限

執行機関の代表者は、以下を行う。

- (1) 株主総会及び取締役会の決定の実行を組織する。
- (2) 委任状なしで、第三者との関係において、会社を代表し、行動する。
- (3) 第三者との関係において、会社を代理する権利を委任するための委任状を発行する。
- (4) 会社被雇用者の雇用、異動及び解雇を行い（本法が別途定める場合を除く。）、被雇用者に対する奨励及び懲戒処分を実施し、会社の職員規定に従い被雇用者の給与額や各人への手当の額を決め、賞与額を決定する。ただし、執行機関及び内部監査機関の職員を除く。
- (5) 自身が不在の場合に、その責務の実施を執行機関成員の一名にゆだねる。
- (6) 執行機関の成員間の義務、権限及び責任の分担を決める。
- (7) 会社定款、株主総会及び取締役会決定により定められる他の役割を果たす。

第 61 条 内部監査機関

- 1 会社の財務経済活動の監督を行うため、内部監査機関を設けることができる。
- 2 内部監査機関の職員は、取締役会及び執行機関の成員として選出されてはならない。
- 3 内部監査機関は取締役会に直轄され、取締役会に対し報告義務を負う。

第 62 条 会社役員活動原則

会社の役員は、

- (1) 自らに課される義務につき、誠意をもって履行し、会社及び株主の利益を最大限に反映する方法を適用する。
- (2) 会社定款並びに株主総会及び取締役会の決定事項に合致しない形で会社の財産を使用してはならず、又はそのような使用を許してはならない。また、自己の提携者との取引において、会社財産を個人的な目的で使用し、濫用してはならない。
- (3) 独立監査を実施することを含め、簿記会計制度及び会計報告制度の完全性を保障しなければならない。
- (4) カザフスタン共和国法令の要件に従い、会社事業に関する情報の公開及び提供を監督する。
- (5) 会社の内部書類に別段の定めがない限り、会社を退職した後の3年間も含め、会社の事業に関する情報の機密を守る。

第 63 条 会社役員責任

- 1 会社の役員は、カザフスタン共和国法令に従い、会社及び株主に対し、その行為（不作為）により発生した被害につき責任を負う。これには、以下によって発生した損害を含む。

- (1) 混乱を招く情報又は明らかに虚偽である情報の提供
- (2) 本法が定める情報提供手続の違反
- 2 会社は、株主総会の決定に基づき、会社に被害又は損害を与えた会社役員に対し、賠償請求訴訟を裁判所に提起する権利を有する。
- 3 会社又は株主に損害をもたらした会社機関の決定について反対票を投じた役員又はその議決に参加しなかった役員は、責任を問われない。

第6章 会社の提携者

第64条 会社の提携者

- 1 会社の提携者とは、以下の者である。
 - (1) 大口株主
 - (2) 会社の大口株主である自然人又は独立取締役以外の会社役員である自然人の近親者(両親、兄弟姉妹、息子、娘)、配偶者、縁者(配偶者の兄弟姉妹、両親、息子、娘)である自然人
 - (3) 会社の役員又は本項第1号及び第4号から第9号までに記載される法人の役員。ただし、独立取締役を除く。
 - (4) 会社の大口株主又は役員が管理する法人
 - (5) 会社の大口株主である者又は会社の役員である者が、大口株主である法人又は財産中の相応の持分に対する権利を持っている法人
 - (6) 会社が大口株主となっている法人又は財産中の相応の持分に対する権利を持っている法人
 - (7) 会社とともに第三者の管理下にある法人
 - (8) 会社と契約関係にあり、その契約によって会社がとる決定の内容を決める権利を持つ者
 - (9) 単独で又は自身の提携者と合同で、会社の議決権株式又は本項第1号及び第4号から第8号までに記載される法人の議決権株式を10パーセント以上、占有、行使及び処分する者
 - (10) カザフスタン共和国法令により会社の提携者とされるその他の者
- 2 会社又はその他の法人に対する管理とは、それぞれ会社又は他法人がとる決定の内容を決める可能性を指す。
- 3 本条の規定は、非営利団体及び信用情報機関である会社には適用されない。
以下の者は、提携者ではない。
 - (1) 非営利団体又は信用情報機関の大口株主(社員)
 - (2) 行為能力のない者及び行為能力が制限されている者

第65条 会社役員の提携者 (削除)

第 66 条 提携者が関わる取引の締結に関する特則

- 1 会社の提携者が参加する取引の締結に関する特則は、本法及び他のカザフスタン共和国法令により規定される。
- 2 本法及びカザフスタン共和国の他の法令が規定する、提携者が参加する取引の締結手続に対する要件を遵守しない場合、これは、利害関係者が提起する訴訟により裁判所が当該取引の無効認定をする根拠となる。
- 3 本法が規定する提携者参加取引の締結手続の要件に違反する取引を故意に締結した者は、私利のために、又はその責任から逃れるために、取引の無効認定を請求する権利を持たない。

第 67 条 会社の提携者に関する情報の公開

- 1 会社の提携者に関する情報は、職務上の機密、商業機密又は法律により保護されるその他の機密情報には当たらない。
- 2 会社は、提携者本人又は名簿管理人が提供する情報に基づき、自己の提携者の記録を管理しなければならない（全権機関が定める手続により大口株主についてのみ）。
株主及び会社役員による自己の提携者関連情報の提供の手続は、会社定款が規定する。
- 3 会社の提携者である自然人及び法人は、会社に対し、提携関係が発生してから 7 日以内に、自己の提携者についての情報を提出しなければならない。
- 4 会社は、全権機関に対し、同機関が定める所定の手続により提携者の一覧を提出しなければならない。

第 7 章 特別な締結要件を持つ取引

第 68 条 大規模取引

- 1 大規模取引とされるのは、以下のものである。
 - (1) 単独又は相互関連性のある一連の取引で、その結果、会社が資産総額の 25 パーセント以上の価値を持つ財産を取得又は譲渡する（その可能性がある）もの
 - (2) 単独又は相互関連性のある一連の取引で、会社が自社の割当済有価証券の買戻し又は買戻した有価証券の売却を、その種の有価証券の発行総数の 25 パーセント以上の数量で行うもの
 - (3) 会社定款が大規模取引と定めるその他の取引
- 2 相互関連性があるとされるのは、以下の取引である。
 - (1) 複数の取引で、同一者又は同一の提携者のグループを相手とし、同一の財産の取得又は譲渡について締結されるもの
 - (2) 一本の契約により取り決められ、又は互いに関連する複数の契約により取り決められる複数の取引

- (3) 定款又は株主総会の決定により相互関連性があるものとされるその他の取引

第 69 条 大規模取引の対象となる財産の価値

- 1 大規模取引の対象となる財産の市場価格は、カザフスタン共和国の評価活動関連法令に従い確定される。
- 2 市場価格を求めべき財産が組織化された証券市場で流通する有価証券である場合は、その市場価格を確定する際には、そのような市場における該当有価証券の取引価格又は需給価格を考慮する。市場価格を求めべき財産が会社の自社株式である場合は、その市場価格を確定する際には、会社の自己資本額、会社の開発計画による自己資本の変動の見込み、及び市場価格を確定する者が重要と考えるその他の要素も考慮する。

第 70 条 会社による大規模取引の実行

- 1 大規模取引締結の決定は、会社の取締役会が行う。
債権者及び株主に通知する目的で、取締役会が大規模取引締結の決定をした日から 5 営業日以内に、国語及び他言語によりマスメディア媒体を通じて取引について公告する。
- 2 会社定款により、株主総会が締結の決定をする大規模取引の種類及びその実行手続を定めることができる。
- 3 本法及び定款が定める手続によりとられた大規模取引締結の決定に同意しない場合、株主は、本法が定める手続により、所有する株式の買取りを会社に請求できる。

第 71 条 会社の取引締結に関する利害関係

- 1 会社の提携者は、以下の場合、会社の取引締結に利害関係を持つ者（以下「利害関係者」という。）とされる。
 - (1) 取引の当事者であるか、代理人又は仲介人として取引に関与する場合
 - (2) 取引の当事者である法人又は代理人若しくは仲介人として取引に関与する法人の提携者である場合
- 2 以下は、会社に利害関係のある取引（法律行為）ではない。
 - (1) 株主による会社の株式又は他の有価証券の取得及び会社による自社株式の買い戻し
 - (2) 銀行機密、商業機密又は法令により保護される他の機密の守秘義務を引き受ける行為
 - (3) 本法に従い行われる会社の組織変更
 - (4) カザフスタン共和国法令に従い行われる会社とその提携者との間の法律行為

第 72 条 会社の取引における利害関係に関する情報

本法第 71 条第 1 項に記載される者は、以下を取締役に知らせなければならない。

- (1) 自身が取引の当事者であること又は代理人若しくは仲介人として取引に関与しているこ

と

- (2) 自身と提携関係にある法人についての情報。自身が単独で、又は自己の提携者と合同で、10パーセント以上の議決権株式（持分，出資分）を保有する法人及び自身が役職についている法人を含む。
- (3) 自身が知るところの、実施されようとしている取引又は実施の可能性がある取引で、自身が利害関係者となる可能性があるもの

第73条 利害関係のある取引の締結手続に対する要件

- 1 利害関係のある取引の締結決定は、利害関係を持たない取締役会成員の単純多数決により採決される。
- 2 以下の場合、利害関係のある取引の締結決定は、株主総会において、利害関係のない株主の多数決により採決される。
 - (1) 取締役会の全ての成員が利害関係者である場合
 - (2) 採決に必要な議決権数が足りないため、取締役会が決定できない場合
- 3 利害関係のある取引の締結決定は、取締役会成員の全て及び普通株主の全てが利害関係者である場合、株主総会において会社の議決権株式総数の多数決で採択される。

この際、株主総会には根拠ある決定をとるのに必要な情報（書類を添付の上）が提供される。
- 4 会社定款により、特定の利害関係のある取引について他の締結手続を規定することができる。

第74条 利害関係のある取引の締結の効果

- 1 大規模取引及び利害関係のある取引の締結において本法が規定する要件を遵守しなかった場合、これら取引は利害関係者の提起した訴訟に基づき、裁判手続で無効の認定をされる。
- 2 本法が定める手続を遵守せずに締結された取引に利害関係を持つ者は、会社にもたらした損害額の範囲で責任を負う。複数の者により取引が締結された場合は、会社に対して負う責任は、連帯責任となる。
- 3 本法及び会社定款が定める要件に違反する大規模取引を故意に締結した者は、私利のため又は責任を免れるために当該取引の無効認定を要求する権利を持たない。

第8章 会計報告及び監査

第75条 会社の会計報告

- 1 削除
- 2 会計帳簿の記載方法及び会計報告の作成方法は、カザフスタン共和国の簿記会計及び会計報告に関連する法令が定める。

第76条 年次会計報告

1 執行機関は、毎年、株主総会に終了年度の年次会計報告を提出する。会計報告は、カザフスタン共和国の監査関連法令に従い監査を受けたものを提出する。株主総会は、会計報告を審議し、承認する。執行機関は、会計報告のほか、監査報告書を株主総会に提出する。

2 削除

3 年次会計報告は、年次株主総会開催日の30日前までに、あらかじめ取締役会の承認を受けなければならない。

年次会計報告の最終承認は、年次株主総会で行われる。

4 会社は、毎年、マスメディアを通じて、貸借対照表、資本の全ての変動を示す報告書、キャッシュフロー報告書及び損益計算書を、全権機関が定める期限内に公表しなければならない。会社は、これ以外の会計報告書類を補足して公表することができる。

第77条 全権機関に対する人民株式会社の会計報告の提出手続（削除）

第78条 監査

1 会社は、年次会計報告の監査を行わなければならない。

2 監査は、取締役会又は執行機関の発意により会社の負担で行うか、大口株主の発意により当該株主の負担で実施できる。この際、大口株主は、独自に監査組織を決めることができる。大口株主の要請で監査を実施する場合、会社は、監査組織が要求する全ての必要書類（資料）を提出しなければならない。

3 執行機関が監査の実施を回避する場合、監査は、任意の利害関係者が提起する訴訟により裁判所判決により指定される。

第9章 会社による情報公開 会社の文書

第79条 会社による情報公開

1 会社は、株主の利害に關係する会社事業についての情報を株主に伝えなければならない。株主の利害に關係する情報とは、以下である。

- (1) 株主総会及び取締役会が採択した決定及び決定事項の実施についての情報
- (2) 株式及びその他有価証券の発行、全権機関による有価証券割当報告書及び有価証券償却報告書の承認並びに全権機関による有価証券の無効化
- (3) 大規模取引及び利害關係のある取引の実施
- (4) 会社の自己資金の25パーセント以上に相当する額の借入れ
- (5) 特定事業に関する免許の取得並びに以前に取得した免許の停止及び取消し
- (6) 他法人の設立への参加
- (7) 会社財産の差押え
- (8) 会社総資産額の10パーセント以上に相当する会社財産の滅失をもたらす非常事態の到

来

- (9) 会社及び役員の行政責任事件
- (10) 会社の強制組織変更の決定
- (11) 会社定款が定める株主の利害に関連するその他の情報

2 削除

2-1 公開会社は、本条第1項第1号、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号及び第9号に定められる情報を、企業ウェブサイトに掲載しなければならない。

3 株主の利害に係る会社事業に関する情報は、本法及び会社定款に従い公開される。

会社は、職務上の機密情報及び商業機密情報を持つ会社被雇用者の一覧が必ず作成され、管理されることを保障する。

第80条 会社の文書

1 会社の事業に関する文書は、会社が、その全活動期間を通し、執行機関の所在地又は定款が定める他の場所にて保管しなければならない。

保管すべき文書は、以下のとおりである。

- (1) 会社定款並びにその変更及び追加
- (2) 設立集会の議事録
- (3) 設立契約（単独発起人の決定書）並びにその変更及び追加
- (4) 法人登記（再登記）証明書
- (5) 会社の企業統計票
- (6) 特定業種及び（又は）特定活動に対する免許
- (7) 貸借対照表に記載される（されていた）財産に対する会社の所有権を証明する書類
- (8) 有価証券発行目論見書
- (9) 有価証券発行の国家登記、有価証券の消却、並びに、全権機関に提出された有価証券割当報告書及び償却報告書の承認を証明する書類
- (10) 会社の支店及び駐在員事務所に関する規則
- (11) 株主総会の議事録及び株主総会の議題に関する資料
- (12) 株主総会の実施のために提出される株主一覧
- (13) 取締役会の会議（通信投票による決定）の議事録（記録）及び取締役会の議題となった問題に関する資料
- (14) 執行機関の会議（決定）の議事録
- (15) 企業統治規則（存在する場合）

2 会社の会計報告を含むその他の書類は、カザフスタン共和国法令が定める期間、保管される。

3 会社は、株主の請求に基づき、本法が規定する書類の写しを、定款が定める手続に従い提供しなければならない。この際、職務上の機密、商業機密及びその他の法令により保護される機

密情報については、制限を設けることができる。

写しの提供に対する料金は、会社が定め、この際、料金は写しの作成及び発送にかかる費用を上回らないものとする。

有価証券の発行、割当て、流通及び転換に関する特定の問題を定める文書で、職務上の機密、商業機密及びその他の法令により保護される機密を含むものは、株主の要求に基づき閲覧に供されなければならない。

第10章 会社の組織変更及び清算

第81条 会社の組織変更

- 1 会社の組織変更（新設合併、吸収合併、分割、分離、形態変更）は、カザフスタン共和国法令が定める特則を考慮した上で、民法の規定に従い行われる。
- 2 分割又は分離による会社の組織変更の際、組織変更される会社の債権者は、当該会社を債務者とする債務の期限前終了を要求し、損害の賠償を請求できる。
- 3 会社が組織変更により事業を終了する場合、その株式の発行は、カザフスタン共和国法令が定める手続により無効となる。

第82条 新設合併

- 1 新設合併とは、新設合併契約に基づき、譲渡証書に従って2つ以上の会社が全ての財産、権利及び義務を新しく設立される会社に移譲し、活動を停止するものである。
- 2 新設合併により設立される会社の定款資本は、合併する各会社の自己資本額の合計となる。
- 3 新設会社の株式は、合併会社の株主に、次の方法で割り当てられる。
 - (1) 各合併会社の株主に割り当てられる新設会社の発行予定株式数は、これら会社の自己資金額の割合に応じて求められる。
 - (2) 本項第1号に従い各合併会社に対し割り当てられた株式は、各々の会社の株主に、各社の割当済株式総数（買戻分を除く。）に対する各人の持株数に応じて分配される。
- 4 合併する各社の取締役会は、新設合併による組織変更、新設合併により設立される会社の株式発行の国家登記及び当該株式の割当手続を、株主総会の審議にかける。
- 5 新設合併の決定は、組織変更する会社の合同株主総会において、各社の株主の特別多数決で採択される。この株主総会決定は、以下の条項を含まなければならない。
 - (1) 新設合併契約の承認。この契約には、組織変更する各会社の名称、所在地、株式の割当手続その他の合併条件を含むものとする。
 - (2) 新設合併により設立される会社の株式発行の国家登記
- 6 新設合併契約は、合併する企業の全株主により署名されなければならない。

譲渡証書は、各合併会社の執行機関の代表者及び会計主任により署名され、各社の社印を押す。

- 7 組織変更する会社は、自社の全債権者に組織変更の通知書を送付し、同様の通知をマスメディアで公表する。通知には、譲渡証書を添付する。

第 83 条 吸収合併

- 1 ある会社の他社への吸収合併とは、吸収される会社が、吸収合併契約に基づき、譲渡証書に従い、他社に全財産、権利及び義務を移譲し、活動を停止することである。

吸収会社は、自社株式の割当（売却）価格に対する被吸収会社の株式売却価格の比率に比例して、被吸収会社の株主に自社株式を割り当てる（売却する）方法で、被吸収会社の株式を取得する。これら株式価格は、本条第 2 項に従って決められる。

被吸収会社の全株式は、吸収会社による取得後に消却され、被吸収会社の財産、権利及び義務は、譲渡証書に従い吸収会社に移行する。譲渡証書は、両社の執行機関の代表者及び会計主任が署名し、それぞれの社印を押す。

- 2 被吸収会社の株式の売却価格は、同社の割当済株式数（自社買戻分を除く。）に対する自己資本の割合により求められる。

吸収会社の株式の割当（売却）価格は、同社の割当済株式（自社買戻分を除く。）に対する自己資本の割合により求められる。

- 3 被吸収会社の取締役会は、吸収合併による組織変更、並びに株式売却の手續、期間及び価格の問題を株主総会の審議にかける。

吸収会社の取締役会は、吸収合併による組織変更、並びに株式割当（売却）の手續、期間及び価格の問題を株主総会の決議にかける。

- 4 吸収合併の決定は、吸収会社と被吸収会社の合同株主総会において、各社株主の議決権数の特別多数決により採択される。

合同株主総会による吸収合併の決定は、当事者である各社の名称及び所在地、被吸収会社の株式の売却価格、吸収会社の株式の割当（売却）価格並びに吸収合併に関するその他の条件及び手續を含まなければならない。

- 5 被吸収会社及び吸収会社は、自社の全債権者に吸収合併による組織変更についての通知書を発送し、また、このことをマスメディアで公告しなければならない。通知には、譲渡証書並びに吸収会社の名称及び所在地に関する情報を添付する。

第 84 条 会社の分割

- 1 会社の分割とは、会社の全財産、権利及び義務を新設される複数の会社に移した上で、その活動を停止することである。この際、分割元会社の権利及び義務は、分割貸借対照表に従い、新設される複数の企業に移される。

分割により設立される複数の株式会社の資本金額の計は、分割元会社の自己資本金額に等しい。

- 2 分割により設立される各会社の株主となるのは、分割元の会社の全株主である。
分割により設立される会社（複数）の株式は、分割元会社の割当済株式総数（自社買戻分を除く。）に対する各株主の持株数の割合に比例する数量で、分割元会社の株主に割り当てられる。
- 3 分割元会社の取締役会は、分割による会社の組織変更、分割の手續及び条件並びに分割貸借対照表の承認に関する問題を株主総会の審議にかける。
- 4 分割元会社の株主総会は、分割による組織変更、分割の手續及び条件並びに分割貸借対照表の承認の決定をとる。
- 5 会社は、株主総会が分割の決定をした日から 2 か月以内に、全債権者に分割についての通知書を送付し、また、マスメディアにその旨の公告を掲載しなければならない。通知書には、分割貸借対照表を添付する。

第 85 条 会社の分離

- 1 会社の分離とは、会社が一つ又は複数の会社を設立し、会社の活動を停止することなく、分割貸借対照表に従い新設会社に財産、権利及び義務の一部を移すことである。
分離の際、分離元会社の資本金は、減額してはならない。
分離元会社は、分離した会社の司法機関への登記手續を行う。
- 2 分離した会社の単独発起人となるのは、分離元会社である。
分離した会社の資本金の額は、分割貸借対照表に基づいて分離元会社から同社に移される資産と負債の差であり、本法第 11 条の要件を満たさなければならない。
- 3 分離元会社は、分離する会社の株式の割当て（売却）を自社株主に対してのみ行う。この際、その払込みは分離元会社の株式でもってのみ行われる。分離する会社の株主に移譲される株式の数量は、分離元会社株式の株式と分離する会社の株式の簿価の比によって求められる。
- 4 分離元会社の取締役会は、分離による会社の組織変更、分離する会社の株式の割当（売却）価格、分離の手續及び条件並びに分割貸借対照表案を株主総会の審議にかける。
- 5 分離元会社の株主総会は、分離による会社の組織変更、分離する会社の株式の割当（売却）価格並びに分離の手續及び条件についての決定をし、分割貸借対照表を承認する。
- 6 会社は、株主総会が分離の決定をしてから 2 か月以内に、全債権者に会社の分離についての通知書面を送付し、その旨の公告をマスメディアに掲載しなくてはならない。通知には、分割貸借対照表並びに各分離会社の名称及び所在地に関する情報を添付する。

第 86 条 会社の形態変更

- 1 会社（株式会社として設立された非営利団体を除く。）は、他の商事会社²又は生産協同組合に組織形態を変更し、譲渡証書に基づき全ての財産、権利及び義務を移すことができる。
- 2 形態変更をする会社の取締役会は、会社の形態変更、その手續及び条件並びに他の商事会社

² 合名会社，合資会社，有限責任会社，補充責任会社

における持分又は生産協同組合における出資分の確定方法に関する問題を株主総会の審議にかける。他の会社における社員の持分又は生産協同組合における組合員の出資分は、当該社員が所有していた組織変更する会社の株式の、同社割当済株式総数（自社買戻分を除く。）に対する割合に比例して求められる。

- 3 形態変更する会社の株主総会は、会社の形態変更の決定、その手続及び条件並びに他の商事会社における社員の持分又は生産協同組合における出資分の確定方法を決定し、譲渡証書を承認する。
- 4 形態変更によりできる新法人の社員は、カザフスタン共和国法令に従い、その合同会議において設立書類の承認及び機関の選出を決定する。
- 5 会社の名簿管理人が株式発行の無効化日の日付で作成する株主一覧に含まれる者は、株式会社の形態変更によりできる新法人の社員となる。

第 87 条 会社の強制組織変更を命ずる裁判所判決の不履行の効果

- 1 裁判所決定に基づく会社の分割又は分離による強制組織変更につき、その実施権限を持つ会社の機関が当該裁判所判決に指定される期日内に組織変更を行わなかった場合、裁判所は、資格要件を満たす委任管財人を任命し、分割又は分離による組織変更を行わせる。
- 2 委任管財人が任命された時点より、本法第 84 条及び第 85 条に規定される取締役会及び株主総会の組織変更条件の決定権限は、委任管財人に移行する。
- 3 委任管財人は、会社の名において活動し、分割貸借対照表を作成し、当該分割貸借対照表に総会が承認した分割又は分離により設立される新会社の設立書類を添付し、審査のため裁判所に提出する。組織変更により設立された会社の国家登記は、裁判所判決に基づき行われる。

第 88 条 会社の清算

- 1 会社の自主清算の決定は、株式総会が行う。株主総会は、カザフスタン共和国法令に従い、債権者との合意により、また、債権者の監督の下で清算手続を決定する。
- 2 会社の強制清算は、カザフスタン共和国法令に定められる場合において、裁判所が実施する。
会社の清算請求は、カザフスタン共和国法令に別段の定めがない限り、利害関係者が裁判所に提起することができる。
- 3 裁判所又は株主総会の会社清算決定により、清算委員会が任命される。
清算委員会は、清算期間において会社を経営する権限及びカザフスタン共和国法令が定める行為を行う権限を持つ。
自主清算の場合、清算委員会には、債権者の代表者ら、大口株主の代表者ら及び株主総会が決定したその他の者が含まれなければならない。
- 4 会社の清算手続及び債権の弁済手続は、カザフスタン共和国法令が規定する。
- 5 会社を清算する際、割当済株式を含む発行予定株式は、カザフスタン共和国法令が定める手

続により無効とされる。

第 89 条 清算会社の残余財産の株主への分配

1 債権者に対する弁済が済んだ後、清算会社の残余財産は、清算委員会により、次の優先順位に従い株主に分与される。

- (1) 第 1 順位：本法に従い買い取られるべき株式に対する支払
- (2) 第 2 順位：優先株式の未払配当金
- (3) 第 3 順位：普通株式の未払配当金
- (4) 削除
- (5) 削除

残余財産は、本法第 13 条第 2 項の要件を考慮した上で、全株主間で各自の所有株式の割合に比例して分与される。

2 各順位の債権は、それぞれの先順位債権が全額弁済された後に弁済される。

清算会社の財産が優先株式の未払配当の支払及び優先株式の価値賠償に足りない場合は、財産は全て、当該範疇の株主間で各人の所有株式の割合に比例して分与される。

第 11 章 最終条項及び移行条項

第 90 条 移行条項

- 1 本法の施行前に設立された会社は、本法の施行日から 3 年以内に設立書類に相応の変更を行い、本法施行日の該当会計年度の共和国予算法が定める月決済指標に基づいて、資本金額を本法第 10 条の規定に合致するようにし、又は会社の組織変更若しくは清算を行わなければならない。
- 2 全権機関は、会社が本条第 1 項の要件を満たさない場合、会社の強制清算又は形態変更を裁判所に申し立てる権利を持つ。
- 3 本法の施行前に自社で株主名簿を作成、管理及び保管していた会社は、本法施行日から 3 か月以内に、会社名簿管理人の選任を決定し、名簿管理人に株主名簿システムを構成する書類を渡さなければならない。

第 91 条 本法の施行手続

- 1 本法は、その公布日から施行される。
- 2 1998 年 7 月 10 日付けカザフスタン共和国法「株式会社について」（カザフスタン共和国国会公報 1998 年 17-18 号 223 ページ; 1999 年 20 号 727 ページ; 24 号 1072 ページ; 2001 年 23 号 321 ページ; 2002 年 10 号 102 ページ）は、失効する。

カザフスタン共和国大統領 N. ナザルバエフ